

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく令和2年度の接続料等の改定)について

(諮問第3126号)

<目次>

1 諮問書	1
2 申請概要	3
3 審査結果	14

補足資料

- L R I C 検証の結果に関する補足

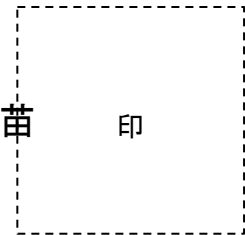
別添

- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

諮問第3126号
令和2年2月7日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗 印



諮 問 書

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長 井上 福造）及び西日本電信電話株式会社（代表取締役社長 小林 充佳）から、令和2年2月4日付け東相制第19-00103号及び西設相制第15号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同条第2項の規定により認可することとした。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。

以上

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
接続約款の変更の認可申請に関する説明
(長期増分費用方式に基づく令和2年度の接続料等の改定)**

令和2年2月

長期増分費用方式に係る接続約款の変更認可の申請日等

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 福造

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳

2. 申請年月日

令和2年2月4日(火)

3. 実施予定期日

▶ 認可後、令和2年4月1日(水)から実施

4. 趣旨

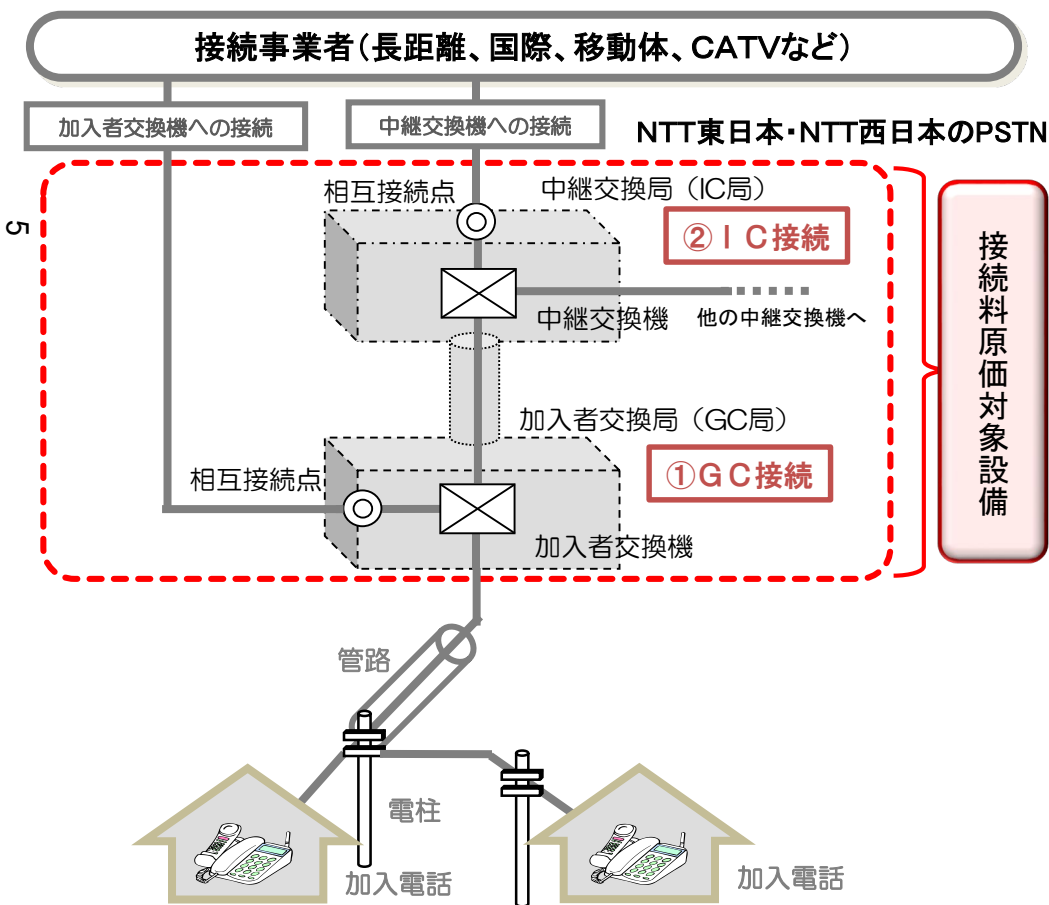
第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(令和2年総務省令第1号。令和2年1月10日に公布及び一部施行。)を受けて、長期増分費用(LRIC)方式に基づき算定した接続料を反映するため、NTT東日本・西日本の接続約款の変更を行うもの。

5. 長期増分費用方式に基づく平成31年度接続料の算定

令和元年度から3年間の接続料算定に用いる長期増分費用モデル(以下「第8次モデル」という。)に基づく令和2年度接続料

	令和2年度	令和元年度
GC接続料	7.47円 /3分 【対前年度 +0.60円 (+8.7%)】	6.87円 /3分 【対前年度 +0.06円 (+0.9%)】
IC接続料	8.71円 /3分 【対前年度 +0.66円 (+8.2%)】	8.06円 /3分 【対前年度 ▲0.03円 (▲0.4%)】

- 長期増分費用(LRIC:Long-Run Incremental Costs)方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために平成12年の電気通信事業法改正により導入。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する方式。
- 現在、加入者交換機や中継交換機等のPSTN接続料の算定に適用されている。



長期増分費用モデルの策定及びその適用の決定

※2~3年で見直し。令和元年度からの3年間は第8次モデル。

- モデルの見直し検討
接続料原価を算定するための技術モデル(LRICモデル)を策定。
- 接続料算定の在り方の決定
モデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。

接続料の算定

※毎年度実施。次年度のNTT東日本・西日本の接続約款に反映。

- 入力値の見直し
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ(回線数、設備単価、耐用年数等)を最新の値に見直し・更新。
- 接続約款の変更認可
上記モデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本の接続約款の変更を認可。

<参考 令和元年度PSTN接続料>

- ①加入者交換機への接続(GC接続料): 6.87円/3分
- ②中継交換機への接続(IC接続料): 8.06円/3分

(1) LRIC検証の考え方

- 第8次モデルとして、PSTN-LRICモデル及びIP-LRICモデルの2つのモデルを策定。
- 令和元年度から3年間の接続料算定に長期増分費用方式を適用するに当たっては、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定する。これにより価格圧搾のおそれが生じる場合等には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せへ移行を進めることとしている。
- 価格圧搾のおそれについては、スタックテストの指針に基づく方法で利用者料金と接続料を比較し、両者の差分が他律的要因によらずに営業費相当基準額※未満となるかどうかにより判断(⇒LRIC検証)を行う。

※利用者料金による収入の20%。

(2) LRIC検証の結果

- 検証の結果、利用者料金と接続料の差分は営業費相当基準額以上であることから、令和2年度接続料はPSTN-LRICモデルにより接続料を算定。

■ LRIC検証の結果 (加入電話・ISDN通話料) ※カッコ内は、対前年度比較。

(単位:億円)

	①利用者料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収入に占める差分の比率
NTT東日本	170 (▲13%)	115 (▲9%)	55	32.4% (▲3.3pt)
NTT西日本	159 (▲12%)	104 (▲6%)	55	34.6% (▲3.7pt)

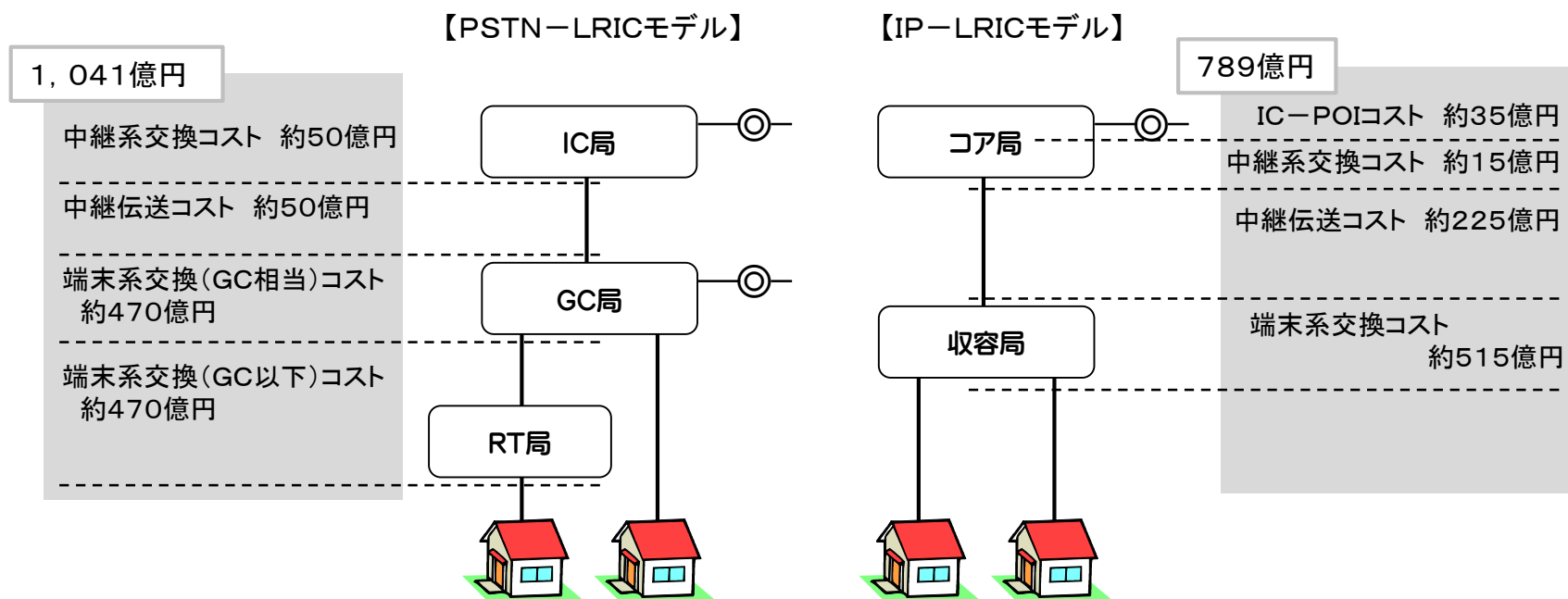
○ 第8次モデルには、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの2つのモデルがある。

■ 第8次モデルにより算定したコスト(令和元年度接続料算定ベース)

※NTSコストを含む。

	PSTN-LRICモデル	IP-LRICモデル
接続料原価	1,041億円	789億円

7



(1) サービス別トラヒックの算定

○ 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、これをサービス別トラヒックとする。

$$\text{「令和元年度下期+令和2年度上期」予測通信量} = \text{「平成30年度下期+令和元年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①令和元年10月～12月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和2年1月～9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率(当該率には、令和元年4月～12月の対前年同期増減率を用いる。)を、主要な通信量における平成30年10月～12月と令和元年1月～9月との構成比を用いて加重平均により算定。

		「R1下+R2上」予測通信量			=	「H30下+R1上」実績通信量			×	対前年同期予測増減率		
		東日本	西日本			東日本	西日本			東日本	西日本	
MA内※	回数	898	478	420		1,063	560	503		▲15.6%	▲14.7%	▲16.6%
	時間	25	14	12		31	16	14		▲17.8%	▲16.0%	▲19.8%
MA間ZA内	回数	545	251	295		641	298	343		▲15.0%	▲15.8%	▲14.2%
	時間	12	6	6		14	7	7		▲18.3%	▲16.9%	▲19.6%
GC接続	回数	4,259	2,140	2,119		5,204	2,651	2,553		▲18.2%	▲19.3%	▲17.0%
	時間	118	60	57		146	76	70		▲19.3%	▲20.6%	▲17.6%
IC接続 (GCを経由するもの)	回数	12,587	6,219	6,368		13,724	6,688	7,035		▲8.3%	▲7.0%	▲9.5%
	時間	361	189	172		400	204	196		▲9.8%	▲7.7%	▲11.9%
IC接続 (GCを経由しないもの)	回数	18,432	9,666	8,766		19,094	9,937	9,156		▲3.5%	▲2.7%	▲4.3%
	時間	613	365	248		616	359	258		▲0.6%	1.9%	▲3.9%

(※) MA内: 自ユニット内・自ビル内自ユニット外・MA内自ビル外の合算

(単位: 百万回、百万時間)

(2) 機能別トラヒックの算定

○ サービス別トラヒックに各機能ごとの経由回数を考慮して機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

		令和2年度	令和元年度	増減率
加入者交換機能(GC)	回数	18,488	21,112	▲12.4%
	時間	521	612	▲14.9%
加入者交換機回線対応部共用機能	時間	380	437	▲13.1%
中継交換機能(IC)	回数	31,430 ※(12,998)	33,863 ※(14,467)	▲7.2% ※(▲10.2%)
	時間	983 ※(370)	1,055 ※(425)	▲6.8% ※(▲12.9%)
中継交換機回線対応部共用機能	時間	380	437	▲13.1%
中継伝送共用機能	時間	380	437	▲13.1%

(※) GCを経由しないものを除く。

(単位: 百万回、百万時間)

主な機能の接続料原価

- 第8次モデルにより算定した主な機能の接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

主な機能	令和2年度	令和元年度	増減率
加入者交換機能			
NTSコスト付け替え前	134,429	144,259	▲6.8%
NTSコスト付け替え後*	83,443	90,110	▲7.4%
加入者交換機回線対応部共用機能	3,154	3,481	▲9.4%
中継交換機能	4,876	5,220	▲6.6%
中継交換機回線対応部共用機能	221	259	▲14.6%
中継伝送共用機能	4,549	4,892	▲7.0%

(※) き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの控除。

(参考) NTSコストの付け替え

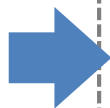
- 令和2年度の接続料算定に際しては、加入者交換機能に係る接続料原価からNTSコストの全額を控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストの全額を、加入者交換機能に係る接続料原価に加算。
- NTSコストの付け替えを行うことによる令和2年度の加入者交換機能に係る接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

加入者交換機能に係る接続料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト控除後 ③	NTSコスト加算額 ④(=①) 加入者交換機能に係る接続料原価に算入するもの	NTSコスト加算後 ③+④
	NTSコスト						
	①	②	①以外のNTSコスト				
	134,429	74,298	23,312	50,986	60,131	23,312	83,443

長期増分費用方式に基づく令和2年度接続料等

区分	単位	令和2年度	令和元年度
① 加入者交換機能	1通信ごとに	0.49208円	0.47162円
	1秒ごとに	0.038756円	0.035532円
② 加入者交換機回線対応部専用機能	24回線ごとに月額	16,223円	16,493円
③ 加入者交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.0023070円	0.0022115円
④ 市内伝送機能	1通信ごとに	0.077803円	0.076943円
	1秒ごとに	0.0076644円	0.0072326円
⑤ 中継交換機能	1通信ごとに	0.077803円	0.076943円
	1秒ごとに	0.00068649円	0.00068868円
⑥ 中継交換機回線対応部専用機能	24回線ごとに月額	1,124円	1,214円
⑦ 中継交換機回線対応部共用機能	1秒ごとに	0.00016156円	0.00016426円
⑧ 中継伝送共用機能	1秒ごとに	0.0033274円	0.0031077円



- GC接続料 7.47円/3分 (機能区分①の3分当たり接続料)
- IC接続料 8.71円/3分 (機能区分①、③、⑤、⑦、⑧の合計の3分当たり接続料)

接続料等の改定額②

区分		単位	令和2年度	令和元年度
⑨ 中継伝送専用機能				
基本料				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	8,802円	9,063円
		24回線を超える 24回線ごとに月額	8,340円	8,644円
	(イ)672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	79,694円	84,334円
		672回線相当月額	79,232円	83,915円
	(ウ)2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	238,159円	252,163円
		2,016回線相当月額	237,696円	251,744円
イ ア以外の場合であって同一の 単位料金区域に終始する場合	(ア)24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	9,608円	9,896円
		24回線を超える 24回線ごとに月額	9,146円	9,477円
	(イ)672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	87,347円	92,422円
		672回線相当月額	86,885円	92,002円
	(ウ)2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	261,116円	276,426円
		2,016回線相当月額	260,654円	276,007円
ウ アイ以外の場合	(ア)24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	10,093円	10,406円
		24回線を超える 24回線ごとに月額	9,631円	9,986円
	(イ)672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	91,954円	97,368円
		672回線相当月額	91,492円	96,949円
	(ウ)2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	274,937円	291,266円
		2,016回線相当月額	274,475円	290,846円
加算料				
ア 基本料ウ欄に規定する中継 伝送専用機能を利用する区間 の距離が10kmを超える場合の 加算料	(ア)24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超えるごと24回線ごとに月額	25円	25円
	(イ)672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超えるごと672回線ごとに月額	234円	243円
	(ウ)2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超えるごと2,016回線ごとに月額	703円	730円
イ 中継伝送専用機能を利用し てNTT東日本・西日本が別に 定める通信用建物と異なる市 外中継交換機に接続する場合 等の加算料	(ア)24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額	806円	833円
	(イ)672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	7,652円	8,088円
	(ウ)2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	22,957円	24,263円

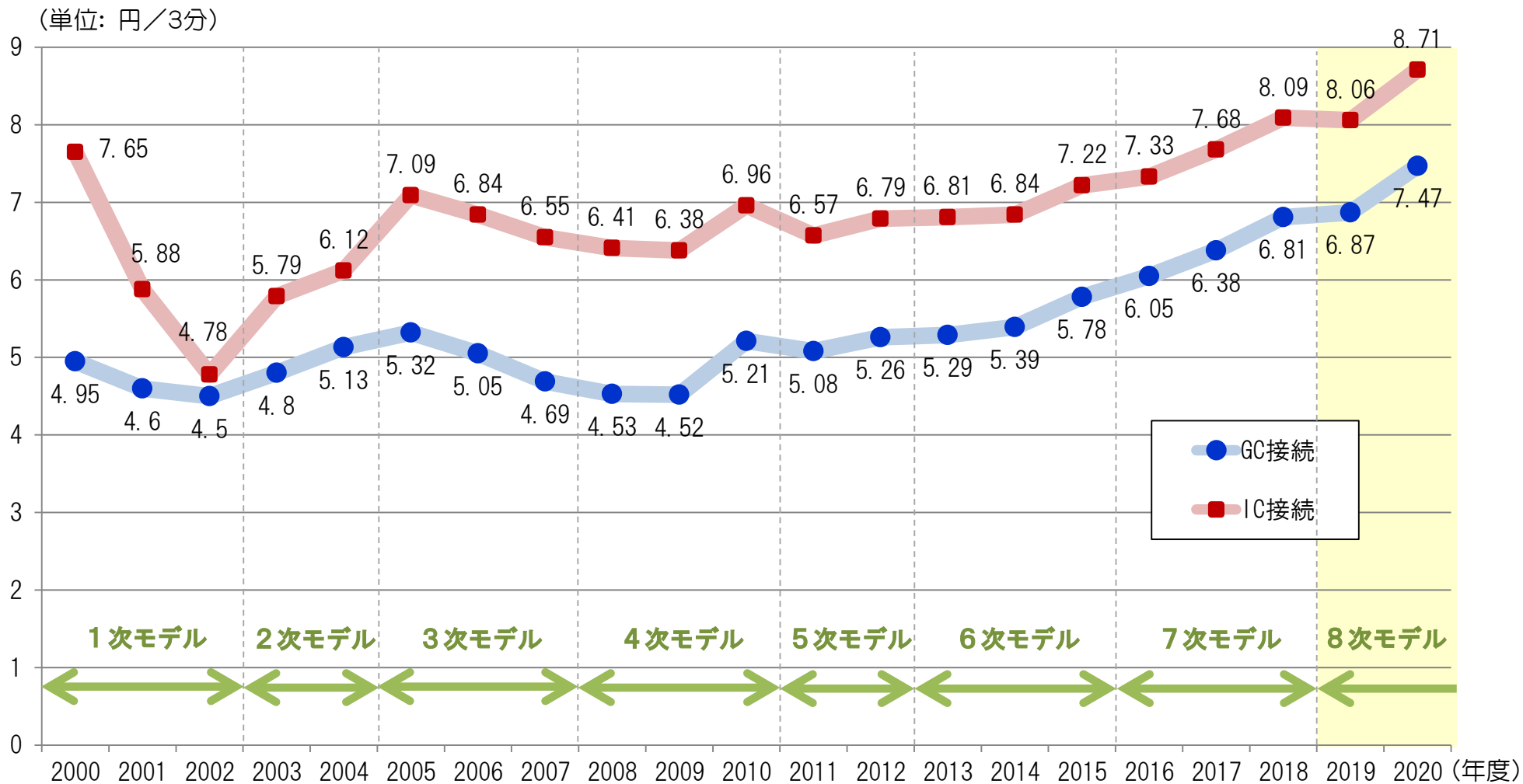
接続料等の改定額③

区分	単位	令和2年度	令和元年度
⑩ 中継交換機接続用伝送装置利用機能	672回線ごとに月額	19,578円	20,164円
⑪ 共通線信号網利用機能	1信号ごとに	0.011636円	0.011250円
⑫ 市内通信機能	1通信ごとに	0.61319円	0.59003円
	1秒ごとに	0.066312円	0.060886円
⑬ リルーティング通信機能	1通信ごとに	0.74826円	0.71861円
	1秒ごとに	0.072422円	0.066646円
⑭ リルーティング指示に係る網保留機能	1通信ごとに	0.020357円	0.018767円
⑮ 音声ガイダンス送出用接続通信機能			
ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.043723円	0.039579円
イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.048061円	0.044348円
⑯ リダイレクション網使用機能			
ア NTT東日本・西日本の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東日本・西日本の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.051753円	0.047710円
イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東日本・西日本の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.044337円	0.040649円
⑰ 加入者交換機等接続回線設置等工事費			
ア イ以外の場合	672回線(50Mbit/s相当)ごとに	161,101円	161,948円
イ 約款第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線(50Mbit/s相当)ごとに	211,042円	213,771円

2

(参考) 長期増分費用方式に基づく接続料の推移

13



審査結果

(長期増分費用方式に基づく令和2年度の接続料等の改定について)

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	適	接続料は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第1号))	—	変更事項なし
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置の可否等について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥設置する場所に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第2号))	—	変更事項なし
7 他事業者が屋内配線設備(共同住宅等に設置される設備に限る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第3号))	—	変更事項なし
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第4号))	適	他事業者が負担すべき工事費について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第5号))	—	変更事項なし

10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第6号))	—	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第7号))	—	変更事項なし
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第8号))	—	変更事項なし
13 光信号端末回線伝送機能であって光信号分離装置を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあっては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に收容する際に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を收容する条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第9号))	—	変更事項なし
14 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第10号))	—	変更事項なし
15 各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第11号))	—	変更事項なし
16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第12号))	—	変更事項なし
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第6条第1項に規定する総務大臣が通知する手順により整理されたものであり、かつ、接続料規則第4章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものであることから、今般の申請内容は接続料規則の関係規定を満たしており、公正妥当なもの認められる。
18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	変更事項なし
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

- ・本資料には、「委員限り」の情報が含まれています。
- ・「委員限り」の情報には言及せずに、御審議頂くようお願いいたします。

補足資料

LRIC 検証の結果に関する補足

1. 目的

本資料は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）から申請のあった接続料の水準が適切に算定されているかの確認に当たり、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 13 号）附則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する条件に該当するかの検証（以下「LRIC 検証」という。）に関して NTT 東日本及び NTT 西日本から提示のあった算出方法等の補足情報を示すもの。

2. LRIC 検証の結果

検証の結果、利用者料金収入と接続料相当の差分は営業費相当基準額以上であることから、令和 2 年度接続料は PSTN-LRIC モデルにより接続料を算定。

表 1 LRIC 検証の結果（加入電話・ISDN 通話料）

（単位：億円）

	①利用者料金収入 ※1	②接続料相当 ※2	③差分 (①-②)	④利用者料金収入に 占める差分の比率 (③÷①)
NTT 東日本	170 (▲13%)	115 (▲9%)	55	32.4% (▲3.3pt)
NTT 西日本	159 (▲12%)	104 (▲6%)	55	34.6% (▲3.7pt)

※ NTT 東日本及び NTT 西日本から報告のあった LRIC 検証結果は、1 億円未満の端数を切り捨てて表記。

※1 利用者料金収入は平成 30 年度実績。

※2 接続料相当は、通信量（平成 30 年度実績）に今回申請の接続料（市内通信機能、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継区間伝送機能、NGN（IGS 接続機能））を乗じる等して算定。

3. 算出方法等

(1) 利用者料金収入の算出方法

利用者料金収入は、指定電気通信役務損益明細表（平成 30 年度）における市内・市外通信の営業収益により算出（フリーアクセス及びユーザ間情報通知サービスに係る収益を除外）。

(2) 接続料相当の算出方法

接続料相当は、①振替接続料と②他事業者への支払接続料との合計（表 2）であり、それぞれ算出方法が異なる。

なお、PSTN 発の音声通信呼は、着信先別に(A)PSTN 発 PSTN 着、(B)PSTN 発光 IP 電話着、(c)PSTN 発他社直収着の 3 種類に分類されるが、①振替接続料には(A)、(B)及び(C)（自網分に限る。）が含まれ、②他事業者への支払接続料には(c)（他社網分に限る。）が含まれる。

委員限り

表 2 接続料相当の内訳

A large rectangular area of the page is completely redacted with a solid black fill, obscuring the data presented in Table 2.

①振替接続料は、サービス別トラヒック（通信回数、通信時間）（平成30年度実績）に機能ごとの経由回数を考慮して機能別トラヒックを算定し、これに今回申請の接続料を乗じて算出している（表3）。

表3 接続料相当の算出（①振替接続料）

【東日本】 委員限り

	接続料相当 (億円)	機能別トラヒック		接続料単金	
		通信回数 (百万回)	通信時間 (百万時間)	回数単金 (円/回)	時間単金 (円/秒)
市内通信機能					
加入者交換機能					
中継交換機能					
中継伝送共用機能					
加入者交換機回線対応部共用機能					
中継交換機回線対応部共用機能					
NGN (IGS 接続機能)					
非指定中継区間伝送機能 (60km まで)					
非指定中継区間伝送機能 (160km まで)					
非指定中継区間伝送機能 (160km 超)					
合計					

【西日本】 委員限り

	接続料相当 (億円)	機能別トラヒック		接続料単金	
		通信回数 (百万回)	通信時間 (百万時間)	回数単金 (円/回)	時間単金 (円/秒)
市内通信機能					
加入者交換機能					
中継交換機能					
中継伝送共用機能					
加入者交換機回線対応部共用機能					
中継交換機回線対応部共用機能					
NGN (IGS 接続機能)					
非指定中継区間伝送機能 (60km まで)					
非指定中継区間伝送機能 (160km まで)					
非指定中継区間伝送機能 (160km 超)					
合計					

②他事業者への支払接続料は、他事業者からの請求に対し NTT 東日本及び NTT 西日本が支払うものであり、①と同様の算出方法による場合、他事業者からの請求額のうち PSTN 発に係るものを分計する必要があるところ、直ちに分計することが困難であるとの理由から、これに代わる方法として、指定電気通

信業務損益明細表（平成 30 年度）の費用配賦方法等を示した指定電気通信業務損益配賦方法書に記載の値により算出している（表 4）。

参考として、NTT 東日本及び NTT 西日本において把握可能な機能別トラヒック（平成 30 年度実績）に他事業者接続料（平成 30 年度）を乗じて算定した場合の値を示す（表 5）。

表 4 接続料相当の算出（②他事業者への支払接続料）

【東日本】

（単位：百万円）

確認中

【西日本】

(単位：百万円)

確認中

表5 接続料相当参考値の算出（②他事業者への支払接続料）

【東日本】

確認中

【西日本】

確認中

別添

接続約款変更認可申請書（写）

（東日本電信電話株式会社）



接続約款変更認可申請書

東相制第19-00/03号
2020年2月4日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしや

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞ
代表取締役社長 井上 福彦

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、令和2年4月1日から実施します。
------	--------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2 第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成31年度に適用します。

2 料金額
2-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	内容	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 1秒ごとに	0.47162円 0.035532円	—
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	16.493円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0022115円	—

2-2の2 (略)

2-3 市内伝送機能

区分	内容	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終了する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.076943円	—
		1秒ごとに	0.0072326円	

2-4 中継系交換機能

区分	内容	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.076943円	—
		1秒ごとに	0.00068868円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	1.214円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00016426円	—

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分	内容	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0031077円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区分	内容	単位	料金額	備考	
中継伝送専用機能	ア 同一通信用建物内に終了する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	9.063円	—
			24回線を超過する24回線ごとに月額	8.644円	
		(4) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	84.334円	
			672回線相当月額	83.915円	
	イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域内に終了する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	9.896円	
			24回線を超過する24回線ごとに	9.477円	

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2 第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、令和2年度に適用します。

2 料金額
2-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	内容	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 1秒ごとに	0.49208円 0.038756円	—
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	16.223円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0023070円	—

2-2の2 (略)

2-3 市内伝送機能

区分	内容	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終了する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.077803円	—
		1秒ごとに	0.0076644円	

2-4 中継系交換機能

区分	内容	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.077803円	—
		1秒ごとに	0.00068649円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	1.124円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00016156円	—

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分	内容	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0033274円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区分	内容	単位	料金額	備考	
中継伝送専用機能	ア 同一通信用建物内に終了する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	8.802円	—
			24回線を超過する24回線ごとに月額	8.340円	
		(4) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	79.694円	
			672回線相当月額	79.232円	
	イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域内に終了する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	9.608円	
			24回線を超過する24回線ごとに	9.146円	

		(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	に月額			
			672回線ごとに月額	92,422円	—	
			672回線相当月額	92,002円		
			(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額		276,426円
			2,016回線相当月額	276,007円		
			ウ アイ以外の場合	(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)		24回線まで月額
	24回線を超える24回線ごとに月額	9,986円				
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額		97,368円		
		672回線相当月額		96,949円		
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額		291,266円		
		2,016回線相当月額		290,846円		

		(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	に月額			
			672回線ごとに月額	87,347円	—	
			672回線相当月額	86,885円		
			(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額		261,116円
			2,016回線相当月額	260,654円		
			ウ アイ以外の場合	(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)		24回線まで月額
	24回線を超える24回線ごとに月額	9,631円				
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額		91,954円		
		672回線相当月額		91,492円		
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額		274,937円		
		2,016回線相当月額		274,475円		

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超えること 24回線ごとに月額 25円	—
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超えること 672回線ごとに月額 243円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超えること 2,016回線ごとに月額 730円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額 833円	—
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額 8,088円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額 24,263円	

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超えること 24回線ごとに月額 25円	—
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超えること 672回線ごとに月額 234円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超えること 2,016回線ごとに月額 703円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額 806円	—
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額 7,652円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額 22,957円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに月額	20,164円	—

第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なもの)に限ります。)とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに月額	19,578円	—

第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なもの)に限ります。)とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能

2-5-3~2-6の3 (略)

2-5-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア (略)	1信号ごとに 0.011250円	(略) 国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		—

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア (略)	1信号ごとに 0.011636円	(略) 国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		—

2-7の2~2-10 (略)

2-7の2~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.59003円	中継事業者 に適用

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.61319円	中継事業者 に適用

			1秒ごとに	0.060886円	します。
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.71861円	中継事業者 に適用 します。	
		1秒ごとに	0.066646円		
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.018767円	中継事業者 （特定中継事業者を除きます。）に適用 します。	
(4) 音声ガイダンス送信用接続通信機能	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送信用接続通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.039579円	—	
	加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送信用接続通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.044348円	—	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) リダイレクション網使用機能	当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.047710円	携帯・自動車事業者、国際事業者、中継事業者、P、H、S事業者又は端末系事業者に適用 します。	
	特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.040649円		

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	料金額	備考
(1)~(32) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に関する費用	アイ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	161,948円
	イ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合		672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	213,771円

			1秒ごとに	0.066312円	します。
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.74826円	中継事業者 に適用 します。	
		1秒ごとに	0.072422円		
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.020357円	中継事業者 （特定中継事業者を除きます。）に適用 します。	
(4) 音声ガイダンス送信用接続通信機能	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送信用接続通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.043723円	—	
	加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送信用接続通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.048061円	—	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) リダイレクション網使用機能	当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.051753円	携帯・自動車事業者、国際事業者、中継事業者、P、H、S事業者又は端末系事業者に適用 します。	
	特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.044337円		

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	料金額	備考
(1)~(32) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に関する費用	アイ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	161,101円
	イ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合		672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	211,042円

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、令和2年4月1日から実施します。

2020年度網使用料算定根拠

目 次

1. 接続料の変更に際し用いる通信量等の予測について	1
2. 2020年度網使用料の算定について【東西合算】	4
I. 算定手順	5
II. 原価の算定及び料金の設定	6
1. 端末系交換機能	6
2. 市内伝送機能	7
3. 中継系交換機能	8
4. 中継伝送機能	9
5. 信号伝送機能	14
6. その他の機能	15
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	17
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	18
V. 資本構成比率の算定	19
VI. 他人資本利率の算定	20
VII. 自己資本利益率の算定	21
VIII. 利益対応税率の算定	22
IX. 料金設定に使用したトラヒック	23
X. 料金設定に使用した回線数	24
XI. 料金設定に使用した貸倒率	25
(参考)	
1. 指定設備管理運営費明細表	26
2. 設備区分別の費用明細表	27
3. 設備区分別固定資産明細表	28
4. 特例算定方法の適用に係る検証	29

1. 接続料の変更に際し用いる通信量等の予測について

接続料規則の一部を改正する省令（平成17年2月14日総務省令第十四号）附則第13項の規定に基づき、電気通信事業法第33条第5項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能に係る通信量等について、以下の予測値を用いることとします。

	項目	データ時期	構成比	備考
通信量	(ア) 単位料金区域別通信量（通信回数・通信時間）	2019下+2020上予測	2019年度上期実績	(1)を参照。
	(イ) 都道府県別通信量（通信回数・通信時間）	2019下+2020上予測	—	単位料金区域別通信量を積み上げて算定。
	(ウ) MA内呼比率、MA間Z A内呼比率、GC接続呼比率	2019下+2020上予測	—	単位料金区域別通信量を用いて算定。
	(エ) CR（アナログ、ISDN）	2019下+2020上予測	—	2018実績CRに、2017実績→2018実績トレンドを加味して算定。
	(オ) 平均保留時間（アナログ、ISDN）	2019下+2020上予測	—	2018実績平均保留時間に、(ア)で算定した予測総通信量と2018実績通信量の変動率を乗じて算定。
回線数	単位料金区域別回線数 (カ) $\left[\begin{array}{l} \text{INSネット64（事務用・住宅用）} \\ \text{INSネット1500} \\ \text{公衆電話（アナログ・デジタル）} \\ \text{一般専用（2線式・4線式）} \\ \text{高速デジタル（メタル・光）} \end{array} \right]$	2019年度末予測	2018年度末実績	(2)を参照。
	都道府県別回線数 (キ) $\left[\begin{array}{l} \text{一般専用（2線式・4線式）} \\ \text{高速デジタル（メタル・光）} \\ \text{ATM専用（1心式・2心式）} \\ \text{ATMデータ伝送} \end{array} \right]$	2019年度末予測	2018年度末実績	(2)を参照。
	収容局別回線数 (ク) $\left[\begin{array}{l} \text{加入電話（事務用・住宅用）} \\ \text{フレッツ・ADSL} \\ \text{フレッツ光}^{\ast} \\ \text{占有タイプ}^{\ast 1}、\text{ファミリータイプ}^{\ast 2}、 \\ \text{マンションタイプ}^{\ast 3} \end{array} \right]$	2019年度末予測	2018年度末実績	(2)を参照。
その他	(ケ) 中継伝送共用機能回線数	2019年度末予測	—	2020.3末の利用見込回線数。
	(コ) 中継伝送専用機能回線数	2019年度末予測	—	2020.3末の利用見込回線数。
	(サ) 総信号数	2019下+2020上予測	—	1呼あたり信号数×(2019下+2020上予測GC経由回数+IC経由回数)÷2

※：「フレッツ光」は光コラボレーションモデルにて提供される光アクセスサービスを含む（以下同）。

※1：ビジネス、ベーシック、ネクストビジネス、ブライオ10及びNTT西日本の光プレミアムエンタープライズ。

※2：ニューファミリー、ネクストファミリー、ライトファミリー、WiFiアクセス、ブライオ1、ギガファミリー・スマート、ファミリー・ギガライン及び西日本の光プレミアムファミリー。

※3：ネクストマンション、ライトマンション、ギガマンション・スマート、マンション・ギガライン及びNTT西日本の光プレミアムマンション。

(1) 通信量の予測

東日本・西日本別、通信回数・通信時間別、通話形態別に、予測通信量を次のとおり算定します。

$$2019年度下期+2020年度上期予測通信量 = 2018年度下期+2019年度上期実績通信量 \times (1 + \text{対前年同期予測増減率})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①2019年10～12月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び②2020年1～9月の対前年同期予測増減率を、2018年度下期+2019年度上期の構成比を用いて加重平均して算定。

(単位：千回・千時間)

		主要な通信量による算定				総通信量による算定			
		2019.10～12月の対前年同期増減率	2020.1～9月の対前年同期予測増減率(※1)	2018年度下期+2019年度上期の構成比		対前年同期予測増減率	2018年度下期+2019年度上期実績通信量	2019年度下期+2020年度上期予測通信量	
				2018.10～12月	2019.1～9月				
		①	②	③	④	⑤=①×③+②×④	⑥	⑦=⑥×(1+⑤)	
東日本	通信回数	MA内	▲14.8%	▲14.6%	27.3%	72.7%	▲14.7%	559,956	477,700
		MA間Z A内	▲15.8%	▲15.8%	27.3%	72.7%	▲15.8%	297,729	250,619
		G C接続	▲13.6%	▲21.4%	27.7%	72.3%	▲19.3%	2,651,081	2,140,344
		I C接続	▲9.8%	▲6.0%	26.8%	73.2%	▲7.0%	6,688,379	6,219,021
		I C接続 (G Cを繰越さないもの)	▲3.7%	▲2.4%	26.3%	73.7%	▲2.7%	9,937,320	9,665,784
	通信時間	MA内	▲15.3%	▲16.3%	27.2%	72.8%	▲16.0%	16,494	13,852
		MA間Z A内	▲16.3%	▲17.1%	27.3%	72.7%	▲16.9%	7,007	5,825
		G C接続	▲14.7%	▲23.0%	27.9%	72.1%	▲20.6%	76,179	60,449
		I C接続	▲9.7%	▲6.9%	26.8%	73.2%	▲7.7%	204,337	188,692
		I C接続 (G Cを繰越さないもの)	2.7%	1.6%	25.6%	74.4%	1.9%	358,509	365,349
西日本	通信回数	MA内	▲17.0%	▲16.4%	27.3%	72.7%	▲16.6%	503,304	419,884
		MA間Z A内	▲14.3%	▲14.2%	27.0%	73.0%	▲14.2%	343,356	294,588
		G C接続	▲13.4%	▲18.4%	27.5%	72.5%	▲17.0%	2,552,740	2,118,771
		I C接続	▲11.5%	▲8.8%	26.8%	73.2%	▲9.5%	7,035,494	6,367,820
		I C接続 (G Cを繰越さないもの)	▲4.6%	▲4.1%	26.2%	73.8%	▲4.3%	9,156,448	8,766,089
	通信時間	MA内	▲19.7%	▲19.9%	27.5%	72.5%	▲19.8%	14,414	11,555
		MA間Z A内	▲19.3%	▲19.7%	27.7%	72.3%	▲19.6%	7,280	5,855
		G C接続	▲14.5%	▲18.8%	27.5%	72.5%	▲17.6%	69,508	57,255
		I C接続	▲13.0%	▲11.5%	26.9%	73.1%	▲11.9%	195,768	172,416
		I C接続 (G Cを繰越さないもの)	▲4.0%	▲3.9%	26.1%	73.9%	▲3.9%	257,727	247,560

※1：2019.4～12月の対前年同期増減率。

(2) 回線数の予測

2019年度末の予測回線数を次の通り算定します。

2019年度末予測回線数 = 2018年度末実績回線数 + 2019年度予測純増数

※ 2019年度予測純増数は、2019年4～12月までの実績純増数に、2020年1～3月の予測純増数を加えて算定。

※※ 2020年1～3月の予測純増数は、①2019年1～3月の実績純増数に、②2019年4～12月の純増数の対前年同期増減数の単月平均の3ヶ月分を加えて算定。

(単位：千回線)

		純増数の算定						回線数の算定				
		2018.4～12月 実績	2019.1～3月 実績	2019.4～12月 実績	2019.4～12月 の対前年同期増減 数の単月平均	2020.1～3月の 対前年同期増減数 の単月平均	2020.1～3月 予測純増数	2019年度 予測純増数	2018年度末 実績回線数	2019年度末 予測回線数		
		①	②	③	④ = (③-①) /9	⑤ = ④	⑥ = ② + ⑤ × 3	⑦ = ③ + ⑥	⑧	⑨ = ⑧ + ⑦		
東日本	加入電話	事務用	▲92	▲27	▲91	0	0	▲27	▲118	1,758	1,640	
		住宅用	▲354	▲114	▲352	0	0	▲113	▲465	6,322	5,857	
	INSネット64	事務用	▲60	▲19	▲63	▲0	▲0	▲21	▲84	887	804	
		住宅用	▲9	▲2	▲7	0	0	▲2	▲9	81	72	
	INSネット1500		▲1	▲0	▲1	0	0	▲0	▲1	12	11	
	公衆電話	アナログ	3	1	4	0	0	2	6	88	94	
		デジタル	▲2	▲1	▲4	▲0	▲0	▲1	▲5	30	25	
	一般専用	2線式	▲2	▲1	▲2	0	0	▲1	▲3	74	72	
		4線式	▲2	▲1	▲2	0	0	▲0	▲2	126	123	
	高速デジタル	メタル	▲8	▲5	▲16	▲1	▲1	▲7	▲24	42	18	
		光	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	2	1	
	ATM専用		▲0	▲0	▲0	0	0	0	0	0	0	
	ATMデータ伝送		▲1	▲0	-	0	0	0	0	-	-	
	フレッツ・ADSL		▲66	▲18	▲44	2	2	▲11	▲56	258	203	
	フレッツ光	占有タイプ※1	▲4	▲2	▲6	▲0	▲0	▲2	▲8	31	22	
		ファミリータイプ※3	254	76	222	▲4	▲4	65	287	7,680	7,968	
		マンションタイプ※5	69	▲3	88	2	2	4	92	4,150	4,242	
	西日本	加入電話	事務用	▲83	▲21	▲99	▲2	▲2	▲27	▲126	1,826	1,700
			住宅用	▲367	▲116	▲371	▲0	▲0	▲118	▲489	6,418	5,928
INSネット64		事務用	▲57	▲18	▲58	▲0	▲0	▲18	▲77	909	833	
		住宅用	▲7	▲2	▲6	0	0	▲2	▲8	77	69	
INSネット1500			▲0	▲0	▲0	0	0	▲0	▲0	7	6	
公衆電話		アナログ	3	1	1	▲0	▲0	0	1	86	87	
		デジタル	▲2	▲0	▲1	0	0	▲0	▲1	30	28	
一般専用		2線式	▲3	▲1	▲2	0	0	▲1	▲3	79	76	
		4線式	▲2	▲1	▲2	0	0	▲1	▲3	134	131	
高速デジタル		メタル	▲11	▲3	▲14	▲0	▲0	▲5	▲19	36	17	
		光	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	1	1	
ATM専用			▲0	▲0	-	0	0	▲0	▲0	-	-	
ATMデータ伝送			▲1	▲0	-	0	0	0	0	-	-	
フレッツ・ADSL			▲73	▲20	▲47	3	3	▲11	▲58	344	286	
フレッツ光		占有タイプ※2	0	▲0	0	0	0	▲0	0	4	4	
		ファミリータイプ※4	94	22	120	3	3	31	151	6,461	6,611	
		マンションタイプ※6	51	▲11	61	1	1	▲8	53	2,733	2,786	

※1：ビジネス、ベーシック、ネクストビジネス及びブライオ10。

※2：光プレミアムエンタープライズ及びネクストビジネス。

※3：ニューファミリー、ネクストファミリー、ライトファミリー、WiFiアクセス、ブライオ1、ギガファミリー・スマート及びファミリー・ギガライン。

※4：光プレミアムファミリー、ネクストファミリー、ライトファミリー及びWiFiアクセス。

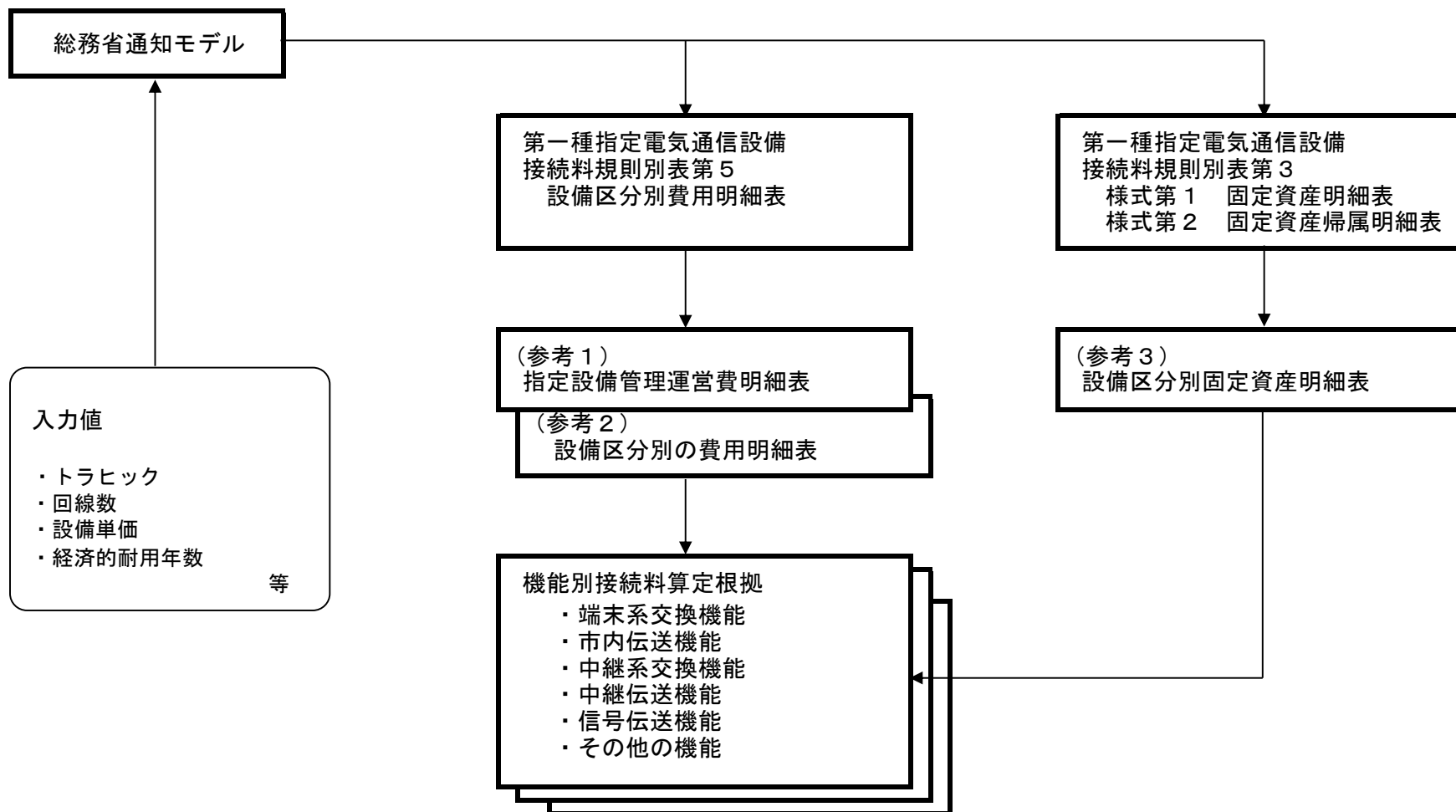
※5：ネクストマンション、ライトマンション、ギガマンション・スマート及びマンション・ギガライン。

※6：光プレミアムマンション、ネクストマンション及びライトマンション。

2. 2020年度網使用料の算定について

(東西合算した原価及び通信量等に基づく接続料)

I. 算定手順



Ⅱ. 原価の算定及び料金の設定

1. 増系交換機機

(1) 原価の算定

項目	増系系交換機機											備考	
	GC	右記以外のGC				緊急通報			GC以下の伝送路				
		右記以外	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの	加入者交換機 収容専用部	加入者交換機 収容共用部	緊急通報	右記以外	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの	右記以外	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの			
①指定設備維持運営費	116,399	52,569	51,907	35,505	12,773	697	2,932	662	63,830	16,826	47,003	(参考)より	
②他人資本費用	616	126	126	81	12	35	2	7	489	107	382	①×1-②×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	14,692	3,051	2,975	1,934	844	38	160	76	11,641	2,556	9,085	①×1-②×自己資本比率×自己資本利率	
④利益控除税	6,265	1,301	1,269	824	360	16	68	32	4,963	1,090	3,874	(③自己資本費用+④有利子負債以外の負債の額×利率相当率)×利益控除税率	
⑤合計	137,973	57,050	56,276	38,345	14,012	752	3,167	774	80,924	20,580	60,344	①×2-②-④	
⑥法定繰上償却額	279,065	75,228	72,267	47,399	21,018	928	3,921	1,961	303,837	66,530	237,307	(参考)より	
⑦投資等	403	96	95	63	27	1	5	3	395	96	300	法定繰上償却額×投資等比率	
⑧経理費	2,502	497	484	313	138	6	26	13	2,005	438	1,566	法定繰上償却額×経理費比率	
⑨増殖資本	8,267	5,243	5,199	3,595	1,237	71	297	44	3,024	654	2,370	(⑩設備管理運営費-⑪減価償却費+⑫通信設備使用料+⑬固定資産税)×43.625日÷365日	
⑩リース	390,327	81,065	79,045	51,368	22,422	1,006	4,249	2,020	309,262	67,910	241,352	⑥×⑦×⑧×⑨	
⑪有利子負債以外の負債の額	52,573	10,919	10,647	6,919	3,020	135	572	272	41,655	9,147	32,508	⑩×①×②×他人資本比率×有利子負債以外の負債の額の合計に占める割合	
⑫減価償却費	44,872	9,574	9,290	6,083	2,585	119	503	285	35,298	8,905	26,393		
⑬通信設備使用料	451	0	0	0	0	0	0	0	451	229	222	(参考)より	
⑭固定資産税	4,829	1,051	1,026	669	292	13	55	23	3,987	861	3,127		

(2) 料金の設定

A. 信号網コストの算定

A. 信号網単位コスト

区分	コスト	備考
信号網単位コスト(円/回)	0.011626	⑤の(2)のaより

イ. 1呼あたり信号数

区分	信号数	備考
1呼あたり信号数(信号)	5.484	2018年度実績

ウ. 通信回数

区分	通信回数 (千回)	備考
a. 増系系交換機	18,487,732	区料金設定に使用した千回より
b. 中継系交換機	31,429,858	区料金設定に使用した千回より
c. 計	49,917,590	a+b

エ. 機能毎の信号網コスト

区分	コスト	備考
a. 増系系交換機	590	A×イ×ウのa+2
b. 中継系交換機	1,003	A×イ×ウのb+2
c. 計	1,593	a+b

B. 右記以外のGCコストの算定

項目	右記以外のGC				備考	
	右記以外	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの	加入者交換機 収容専用部	加入者交換機 収容共用部		
A. 原価(百万円)	56,045	38,187	12,954	749	3,154	イーウエ
イ. コスト	56,216	38,345	14,012	752	3,167	(1)の5の右記以外のGC
ウ. 付加価値税	175	119	44	2	10	イ×フ(加価値税率0.0311)
エ. 回線工事費増減額	56	38	14	1	3	設備者モデルによる算定値

C. 回数比例コスト・時間比例コストの算定

項目	増系系交換機機											信号網	合計	備考		
	GC	右記以外のGC				緊急通報	GC以下の伝送路									
		右記以外	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの	加入者交換機 収容専用部	加入者交換機 収容共用部		右記以外	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの	右記以外	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの						
a. 回数比例コスト	8,508	8,508	8,508	8,508	0	0	0	0	0	0	0	0	590	9,098	c×割合のa)	
b. 時間比例コスト	129,355	42,311	41,521	28,480	12,954	749	3,154	774	80,924	20,580	60,344	37,031	23,312	0	129,355	c×割合のb)
c. 合計	137,742	50,819	50,036	36,988	13,954	749	3,154	774	80,924	20,580	60,344	37,031	23,312	590	138,332	(1)のa, Aの①a, Bの①, 及び設備者モデルによる算定値

別表

項目	回数比例コスト・時間比例コストの比率							
	右記以外のGC	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの	加入者交換機 収容専用部	加入者交換機 収容共用部	緊急通報	GC以下の伝送路	信号網	合計
(a)	0.1518	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000
(b)	0.8482	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.0000
(c)	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

D. 料金の設定

・加入者交換機

・回数比例

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	9,098	Cのaの右記以外のGC+Cのbの信号網より
b. 通信回数(千回)	18,487,732	区料金設定に使用した千回より
c. 1回あたりのコスト(円/回)	0.49208	a÷b
d. 料金(円/回)	0.49208	c×(1+⑫料金設定に使用した賃率)

・時間比例

区分	GC	右記以外のGC				緊急通報	GC以下の伝送路				合計	備考
		右記以外	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの	加入者交換機 収容専用部	加入者交換機 収容共用部		右記以外	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの	右記以外	回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの		
a. 原価(百万円)	30,453	29,680	29,680	0	774	43,892	20,580	23,312	0	23,312	74,346	A+イ+ウ
イ. コスト	44,408	43,634	29,680	13,954	774	80,924	20,580	60,344	37,031	23,312	125,331	Cのbより
ウ. 回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの	13,954	13,954	0	13,954	0	60,344	0	60,344	37,031	23,312	74,299	
エ. 回線数の増減に 応じて当該設備に 係る費用が増減 するもの	0	0	0	0	0	23,312	0	23,312	0	23,312	23,312	通信設備設置期間から加入者交換機設置期間のうち、遠隔収容装置設置期間に設置するもので、別に設置している遠隔収容装置設置期間のものについては、イ×E/5
イ. 通信時間(千時間)	-	521,127	521,127	521,127	521,127	541,307	541,307	541,307	541,307	541,307	541,307	区料金設定に使用した千回より
ウ. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.016232	0.015820	0.015820	0.000000	0.0004238	0.022524	0.0105609	0.0119629	0.0000000	0.0119629	0.038756	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.016232	0.015820	0.015820	0.0000000	0.0004238	0.022524	0.0105609	0.0119629	0.0000000	0.0119629	0.038756	c×(1+⑫料金設定に使用した賃率)

・加入者交換機回線対称専用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	749	Cのcの加入者交換機収容専用部より
b. 15M×24回	3,848	区料金設定に使用した回線数より
c. 15M×24回×コスト(円/15M×24回線)ごと(円)	16,223	a+b÷19分
d. 料金(円/15M×24回線)ごと(円)	16,223	c×(1+⑫料金設定に使用した賃率)

・加入者交換機回線対称共用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	3,154	Cのdの加入者交換機収容共用部より
b. 通信回数(千回)	379,794	区料金設定に使用した千回より
c. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.0020710	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.0020710	c×(1+⑫料金設定に使用した賃率)

2.市内伝送機能

A. 中継伝送コスト

	料金	備考
a. 時間比例料金 (円/秒)	0.0033274	4の中継伝送共用機能の(2)のdより

B. 中継交換コスト

	料金	備考
a. 回数比例料金 (円/回)	0.077803	3の(2)のBの中継交換機能の回数比例分のdより
b. 時間比例料金 (円/秒)	0.00068649	3の(2)のBの中継交換機能の時間比例分のdより

C. 中継交換機回線対応部共用機能コスト

	料金	備考
a. 時間比例料金 (円/秒)	0.00016156	3の(2)のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより

D. 料金の設定

・回数比例分

	料金	備考
料金 (円/回)	0.077803	Bのa

・時間比例分

	料金	備考
料金 (円/秒)	0.0076644	Aのa×2+Bのb+Cのa×2

3. 中継系交換機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

	中継系交換設備			備考
	IC	中継交換回線 收容専用部	中継交換回線 收容共用部	
①指定設備管理運営費	4,260	3,541	519	201 (参考2)より
②他人資本費用	11	10	1	1 ⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	273	226	33	13 ⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	116	96	14	6 (③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	4,661	3,873	567	221 ①+②+③+④
⑥正味固定資産価額	6,824	5,663	829	332 (参考3)より
⑦投資等	9	7	1	0 ⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	45	37	5	2 ⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	366	304	45	17 (①設備管理運営費-(⑫減価償却費+⑬通信設備使用料+⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	7,244	6,012	880	352 ⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	976	810	119	47 ⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	1,226	1,019	149	58
⑬通信設備使用料	0	0	0	0 (参考2)より
⑭固定資産税	107	89	13	5

(2)料金の設定

A. 回数比例コスト・時間比例コストの算定

(単位:百万円)

	中継系交換設備			信号網	合計	備考
	IC	中継交換回線 收容専用部	中継交換回線 收容共用部			
a. 回数比例コスト	1,443	1,443	0	0	1,003	2,445 c×別表の(a)
b. 時間比例コスト	3,218	2,430	567	221	0	3,218 c×別表の(b)
c. 合計	4,661	3,873	567	221	1,003	(1)の⑤、及び1の(2)のAのEのbより

別表

区分	回数比例コスト・時間比例コストの比率			信号網
	中継系交換設備		IC	
	中継交換回線 收容専用部	中継交換回線 收容共用部		
(a)	0.3095	0.0000	0.0000	1.0000
(b)	0.6905	1.0000	1.0000	0.0000
(c)	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

B. 料金の設定

・中継交換機能

・回数比例分

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	2,445	Aのaの合計より
b. 通信回数(千回)	31,429,958	IX.料金設定に使用したトラヒックより
c. 1回あたりコスト(円/回)	0.077803	a÷b
d. 料金(円/回)	0.077803	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

・時間比例分

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	2,430	AのbのICより
b. 通信時間(千時間)	983,360	IX.料金設定に使用したトラヒックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.00068649	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.00068649	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換回線対応部専用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	567	Aのcの中継交換回線收容専用部より
b. 1.5M/バス数	42,067	X.料金設定に使用した回線数より
c. 1.5M/バスあたりコスト(円/1.5M/バス(24回線)ごと・月)	1,124	a÷b÷12ヶ月
d. 料金(円/1.5M/バス(24回線)ごと・月)	1,124	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換回線対応部共用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	221	Aのcの中継交換回線收容共用部より
b. 通信時間(千時間)	379,794	IX.料金設定に使用したトラヒックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.00016156	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.00016156	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

4. 中継伝送機能

・中継伝送共用機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

	端末系交換設備～ 中継系交換設備伝送路 (共用型)	備考
①指定設備管理運営費	3,837	(参考2)より
②他人資本費用	19	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	447	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	191	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	4,493	①+②+③+④

⑥正味固定資産価額	11,586	(参考3)より
⑦投資等	15	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	76	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	206	(①設備管理運営費-(⑫減価償却費+⑬通信設備使用料+⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	11,883	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,601	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	2,038	
⑬通信設備使用料	0	(参考2)より
⑭固定資産税	150	

(2)料金の設定

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	4,549	ア+イ
ア. コスト	4,493	(1)の⑤より
イ. 回線工事費補正額	56	総務省モデルによる算定値
b. 通信時間(千時間)	379,794	Ⅸ.料金設定に使用したトラヒックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.0033274	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.0033274	c×(1+ⅩI.料金設定に使用した貸倒率)

・中継伝送専用機能

(1) 原価の算定

(単位:百万円)

	端末系交換設備～ 中継系交換設備伝 送路(専用型)	専用回線 管理運営費	MA内伝送路	MA間伝送路		接続装置	備考
				回線比例	回線距離比例		
①指定設備管理運営費	346	4	18	4	1	320	(参考2)より
②他人資本費用	1	0	0	0	0	1	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	35	0	4	1	0	30	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	15	0	2	0	0	13	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	397	4	24	4	1	364	①+②+③+④
⑥正味固定資産価額	890	0	100	16	4	770	(参考3)より
⑦投資等	1	0	0	0	0	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6	0	1	0	0	5	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	19	1	1	0	0	17	(①設備管理運営費-(⑫減価償却費+⑬通信設備使用料+⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	917	1	102	16	4	794	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	123	0	14	2	1	107	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	182	0	10	2	0	170	
⑬通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	(参考2)より
⑭固定資産税	12	0	1	0	0	10	

(2) 料金の設定

・専用回線管理運営費

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	4	(1)の専用回線管理運営費の⑤より
b. 回線数(契約)	787	X. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線・月)	462	a÷b÷12ヶ月

・MA内伝送路

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	24	(1)のMA内伝送路の⑤より
b. 回線数(回線)	59,580	X. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線(64kb/s)・月)	34	a÷b÷12ヶ月

・MA間伝送路

(ア)回線比例分

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	4	(1)のMA間伝送路・回線比例の⑤より
b. 回線数(回線)	18,816	X. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線(64kb/s)・月)	20	a÷b÷12ヶ月

(イ)回線距離比例分

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	1	(1)のMA間伝送路・回線距離比例の⑤より
b. 回線距離(km)	607,333	X. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/km(64kb/s)・月)	0	a÷b÷12ヶ月

・接続装置

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	364	(1)の接続装置の⑤より
b. 回線数(回線)	87,192	X. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線(64kb/s)・月)	348	a÷b÷12ヶ月

(3) 契約回線区分別の単位当たり料金

区分	①中継伝送専用機能 (MA内伝送路)	備考
a. 24回線単位のもの(円/月)	806	(2)のMA内伝送路のc×24
b. 672回線単位のもの(円/月)	7,652	(2)のMA内伝送路のc×228
c. 2,016回線単位のもの(円/月)	22,957	(2)のMA内伝送路のc×684

区分	中継伝送専用機能(MA間伝送路)		備考
	②回線比例	③回線距離比例	
a. 24回線単位のもの(円/月)	473	2	(2)のMA間伝送路のc×24
b. 672回線単位のもの(円/月)	4,490	23	(2)のMA間伝送路のc×228
c. 2,016回線単位のもの(円/月)	13,470	70	(2)のMA間伝送路のc×684

区分	④接続装置	備考
a. 24回線単位のもの(円/月)	8,340	(2)の接続装置のc×24
b. 672回線単位のもの(円/月)	79,232	(2)の接続装置のc×228
c. 2,016回線単位のもの(円/月)	237,696	(2)の接続装置のc×684

(4)料金の設定

・24回線単位のもの

①基本料

(7) 同一通信建物内に終始する場合

a. 24回線まで

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	8,802	(3)のaの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	8,802	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超過する24回線ごと

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	8,340	(3)のaの④
料金(円/月)	8,340	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) (7)以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合

a. 24回線まで

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	9,608	(3)のaの①+(3)のaの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	9,608	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超過する24回線ごと

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	9,146	(3)のaの①+(3)のaの④
料金(円/月)	9,146	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(ウ) (7)(イ)以外の場合

a. 24回線まで(10kmまで)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	10,093	(3)のaの①+(3)のaの②+(3)のaの③×5km+(3)のaの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	10,093	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超過する24回線ごと(10kmまで)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	9,631	(3)のaの①+(3)のaの②+(3)のaの③×5km+(3)のaの④
料金(円/月)	9,631	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

②加算料

(7) ①の(ウ)において、10kmを超える場合(10kmを超えるごと24回線ごと)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	25	(3)のaの③×10km
料金(円/月)	25	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 当社が別に定める通信建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等(24回線ごと)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	806	(3)のaの①
料金(円/月)	806	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

・672回線単位のもの

①基本料

(7) 同一通信建物内に終始する場合

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	79,694	(3)のbの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	79,694	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	79,232	(3)のbの④
料金(円/月)	79,232	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) (7)以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	87,347	(3)のbの①+(3)のbの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	87,347	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	86,885	(3)のbの①+(3)のbの④
料金(円/月)	86,885	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(ウ) (7)(イ)以外の場合

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	91,954	(3)のbの①+(3)のbの②+(3)のbの③×5km+(3)のbの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	91,954	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	91,492	(3)のbの①+(3)のbの②+(3)のbの③×5km+(3)のbの④
料金(円/月)	91,492	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

②加算料

(7) ①の(ウ)において、10kmを超える場合(10kmを超えるごと672回線ごと)

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	234	(3)のbの③×10km
料金(円/月)	234	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 当社が別に定める通信建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等(672回線ごと)

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	7,652	(3)のbの①
料金(円/月)	7,652	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

・2.016回線単位のもの

①基本料

(ア) 同一通信用建物内に終始する場合

a. 2.016回線ごと

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	238,159	(3)のcの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	238,159	2.016回線あたりコスト×(1+Ⅺ.料金設定に使用した貸倒率)

b. 2.016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	237,696	(3)のcの④
料金(円/月)	237,696	2.016回線あたりコスト×(1+Ⅺ.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) (ア)以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合

a. 2.016回線ごと

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	261,116	(3)のcの①+(3)のcの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	261,116	2.016回線あたりコスト×(1+Ⅺ.料金設定に使用した貸倒率)

b. 2.016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	260,654	(3)のcの①+(3)のcの④
料金(円/月)	260,654	2.016回線あたりコスト×(1+Ⅺ.料金設定に使用した貸倒率)

(ウ) (イ)以外の場合

a. 2.016回線ごと

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	274,937	(3)のcの①+(3)のcの②+(3)のcの③×5km+(3)のcの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	274,937	2.016回線あたりコスト×(1+Ⅺ.料金設定に使用した貸倒率)

b. 2.016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	274,475	(3)のcの①+(3)のcの②+(3)のcの③×5km+(3)のcの④
料金(円/月)	274,475	2.016回線あたりコスト×(1+Ⅺ.料金設定に使用した貸倒率)

②加算料

(ア) ①の(ウ)において、10kmを超える場合(10kmを超えるごと2.016回線ごと)

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	703	(3)のcの③×10km
料金(円/月)	703	2.016回線あたりコスト×(1+Ⅺ.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等(2.016回線ごと)

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	22,957	(3)のcの①
料金(円/月)	22,957	2.016回線あたりコスト×(1+Ⅺ.料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換機接続用伝送装置利用機能

(1) 原価の算定

(単位:百万円)

	端末系交換設備～ 中継系交換設備伝送路 (中継交換機接続 伝送専用装置)	備考
①指定設備管理運営費	278	(参考2)より
②他人資本費用	1	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	29	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	12	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	321	①+②+③+④

⑥正味固定資産価額	753	(参考3)より
⑦投資等	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	15	(①設備管理運営費-(⑫減価償却費+⑬通信設備使用料+⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	774	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	104	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	148	
⑬通信設備使用料	0	(参考2)より
⑭固定資産税	10	

(2) 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	321	(1)の⑤より
b. 50Mバス数	1,366	X. 料金設定に使用した回線数より
c. 50Mバスあたりコスト(円/50Mバス(672回線)ごと・月)	19,578	a÷b÷12ヶ月
d. 料金(円/50Mバス(672回線)ごと・月)	19,578	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

5.信号伝送機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

	信号網設備	備考
①指定設備管理運営費	1,567	(参考2)より
②他人資本費用	1	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	17	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	7	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	1,593	①+②+③+④

⑥正味固定資産価額	436	(参考3)より
⑦投資等	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	3	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	23	(①設備管理運営費-(⑫減価償却費+⑬通信設備使用料+⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	462	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	62	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	79	
⑬通信設備使用料	1,302	(参考2)より
⑭固定資産税	6	

(2)料金の設定

・共通線信号網利用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	1,593	(1)の⑤より
b. 総信号数(億信号/年)	1,369	IX.料金設定に使用したトラフィックより
c. 1信号あたりコスト(円/信号)	0.011636	a÷b
d. 料金(円/信号)	0.011636	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

6.その他の機能

(1)市内通信機能

A.自ユニット内コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	0.49208	1の②のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
a. 回数比例料金(円/回)	0.49208	
b. 時間比例料金(円/秒)	0.061280	1の②のDの加入者交換機能の時間比例分のGCのd+GC以下の伝送路のd×2より

B.自ビル内自ユニット外コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	0.49208	1の②のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
a. 回数比例料金(円/回)	0.49208	
b. 時間比例料金(円/秒)	0.038756	1の②のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
自ビル内	0.98416	a×2
c. 回数比例料金(円/回)	0.98416	
自ユニット外コスト	0.077512	b×2
d. 時間比例料金(円/秒)	0.077512	

C.自ビル外コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	0.49208	1の②のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
a. 回数比例料金(円/回)	0.49208	
b. 時間比例料金(円/秒)	0.038756	1の②のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
加入者交換機回線対応部共用機能コスト	0.0023070	1の②のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
c. 時間比例料金(円/秒)	0.0023070	
市内伝送コスト	0.077803	2のDの回数比例分より
d. 回数比例料金(円/回)	0.077803	
e. 時間比例料金(円/秒)	0.0076644	2のDの時間比例分より
自ビル外コスト	1.06196	a×2+d
f. 回数比例料金(円/回)	1.06196	
g. 時間比例料金(円/秒)	0.0897904	b×2+c×2+e

D.自ビル内外比率

ア.通信回数

区分	通信回数(千回)	比率	備考
a. 自ユニット内	698.599	0.77831	既.料金設定に使用したfに付より
b. 自ビル内自ユニット外	60.345	0.067230	
c. 自ビル外	138.640	0.15446	
d. 計	897.584	1.00000	a+b+c

イ.通信時間

区分	通信時間(千時間)	比率	備考
a. 自ユニット内	20.180	0.79426	既.料金設定に使用したfに付より
b. 自ビル内自ユニット外	1.724	0.067859	
c. 自ビル外	3.503	0.13788	
d. 計	25.407	1.00000	a+b+c

E.料金の設定

区分	料金	備考
・回数比例分	0.61319	Aのa×DのAのaの比率+Bのc×DのAのbの比率+Cのf×DのAのcの比率
料金(円/回)	0.61319	
・時間比例分	0.066312	Aのb×DのAのaの比率+Bのd×DのAのbの比率+Cのg×DのAのcの比率
料金(円/秒)	0.066312	

(2)ルーティング通信機能

A.市内通信コスト

区分	料金	備考
市内通信コスト	0.61319	(1)のEの回数比例分より
a. 回数比例料金(円/回)	0.61319	
b. 時間比例料金(円/秒)	0.066312	(1)のEの時間比例分より

B.ZA内市外通信コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	0.49208	1の②のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
a. 回数比例料金(円/回)	0.49208	
b. 時間比例料金(円/秒)	0.038756	1の②のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
加入者交換機回線対応部共用機能コスト	0.0023070	1の②のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
c. 時間比例料金(円/秒)	0.0023070	
中継交換コスト	0.0006649	3の②のBの中継交換機能の回数比例分のdより
d. 回数比例料金(円/回)	0.0006649	
e. 時間比例料金(円/秒)	0.00016156	3の②のBの中継交換機能の時間比例分のdより
中継交換機回線対応部共用機能コスト	0.0003274	3の②のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより
f. 時間比例料金(円/秒)	0.0003274	
中継伝送コスト	0.00016156	4の②のBの中継伝送機能の(2)のdより
g. 時間比例料金(円/秒)	0.00016156	
ZA内市外コスト	1.06196	a×2+d
h. 回数比例料金(円/回)	1.06196	
i. 時間比例料金(円/秒)	0.0897904	b×2+c×2+e+g×2+g×2

C.市内・ZA内市外比率

ア.通信回数

区分	通信回数(千回)	比率	備考
a. 市内	29.006	0.69903	2018年度実績
b. ZA内市外	12.489	0.30097	
c. 計	41.495	1.00000	a+b

イ.通信時間

区分	通信時間(千時間)	比率	備考
a. 市内	895	0.73977	2018年度実績
b. ZA内市外	311	0.26023	
c. 計	1,196	1.00000	a+b

D.料金の設定

区分	料金	備考
・回数比例分	0.74826	Aのa×CのAのaの比率+Bのh×CのAのbの比率
料金(円/回)	0.74826	
・時間比例分	0.072422	Aのb×CのAのaの比率+Bのi×CのAのbの比率
料金(円/秒)	0.072422	

(3)ルーティング指示に係る網保留機能

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.038756	1の②のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0023070	1の②のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0003274	4の中継伝送機能の(2)のdより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0006649	3の②のBの中継交換機能の時間比例分のdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00016156	3の②のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより
f. 合計	0.04523845	a+b+c+d+e

B.料金の設定

区分	料金等	備考
a. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.04523845	Aのfより
b. 1呼あたりの網保留時間(秒/呼)	0.45	-
c. 料金(円/呼)	0.020357	a×b

(4)音声ガイダンス送受信接続通信機能

ア.加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送受信に係る通信の交換及び伝送を行う機能

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.038756	(3)のAのaより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0023070	(3)のAのbより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0003274	(3)のAのcより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0006649	(3)のAのdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00016156	(3)のAのeより
f. 合計	0.04523845	a+b+c+d+e

B.単金

区分	単金	備考
a. GC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.038756	Aのaより
b. IC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.04523845	Aのfより

C.料金の設定

区分	料金等	備考
a. GC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.090961	BのaにGC接続率を加味
b. IC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.034882	BのbにIC接続率を加味
c. 合計(円/秒)	0.043723	a+b

イ加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.038756	(3)のAのaより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0023070	(3)のAのbより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.003274	(3)のAのcより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0006849	(3)のAのdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00016156	(3)のAのeより
f. 合計	0.04523845	a+b+c+d+e

B. 単金

区分	単金	備考
a. ZA内設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.04523845	Aのfより
b. 他ZA設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.054930	Aのa、b、c、d、eにGC通信比率等を加味

C. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. ZA内設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.032064	BのaにZA内接続率を加味
b. 他ZA設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.015997	Bのbに他ZA接続率を加味
c. 合計(円/秒)	0.048061	a+b

(5)リダイレクション網使用機能

ア. 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能

A.1秒あたりコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.038756	(3)のAのaより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0023070	(3)のAのbより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.003274	(3)のAのcより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0006849	(3)のAのdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00016156	(3)のAのeより
f. 合計	0.04523845	a+b+c+d+e

B. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.04523845	Aのfより
b. 1呼あたりの網保留時間(秒/回)	1.144	接続処理時間
c. 料金(円/回)	0.051753	a×b

イ. 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能

A. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.038756	AのAのaより
b. 1呼あたりの網保留時間(秒/回)	1.144	接続処理時間
c. 料金(円/回)	0.044337	a×b

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	2018年度首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	4,213,962 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	5,313 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0013 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

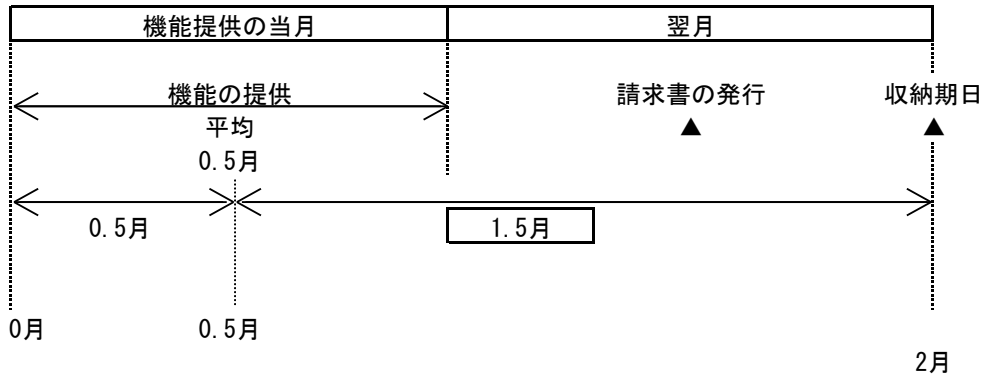
区分	2018年度首末平均残高
電気通信事業固定資産	4,999,355 (A)
貯蔵品 (※)	32,915 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0066 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ カ月}}{12 \text{ カ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (2018) 稼働ベース		レートベース	(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 4,999,355	有利子負債 984,225 (0.153) その他の負債 975,281 (0.152) 退職給付引当金 607,072 (0.095)	2018稼働 電気通信事業固定資産 4,999,355	有利子負債 984,225 (0.188) その他の負債 96,527 (0.018) 退職給付引当金 607,072 (0.116)	負債 〓 資本
流動資産等 (繰延税金資産除く) 1,108,489 繰延税金資産 306,395	自己資本 3,847,660 (0.600)	貯蔵品(月平均) 32,915 投資等 6,299 運転資本 190,520	自己資本 3,541,265 (0.677)	
計	6,414,239	計	5,229,090	計
		④圧縮後の資本構成比 ②流動資産の圧縮 ▲878,753 ①流動資産の理論値と実績の差 229,735-1,108,489=▲878,753 ③自己資本の圧縮 ▲306,395		

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(984,225 + 703,599)}{\text{負債}} \div \frac{5,229,090}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.323}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{984,225}{\text{有利子負債}} \div \frac{(984,225 + 703,599)}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.583}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - 0.583 = \boxed{0.417}$$

有利子負債が負債の合計に占める比率

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - 0.323 = \boxed{0.677}$$

他人資本比率

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の2018年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{0.70\%}$$

(単位：%)

年度	2018
区分	
他人資本利率	0.70

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{0.19\%}$$

(単位：%)

年度	2014	2015	2016	2017	2018	平均
区分						
他人資本利率	0.49	0.32	0.00	0.06	0.06	0.19

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 0.7\% \times 0.583 + 0.19\% \times 0.417 = \boxed{0.49\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)
	2016	2017	2018	3年平均
①主要企業の自己資本利益率(注1)	8.66	9.56	9.49	—
β値の適用	○	○	○	—
②リスクフリーレート(注2)	0.00	0.06	0.06	—
①-②	8.66	9.50	9.43	—
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)			5.56

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク)の財務データより。
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月2日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、2018年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。なお、2016年度については、年間の平均値がマイナスの値となるため、「0.00%」として見込んだ。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	2014	2015	2016	2017	2018	
主要企業の自己資本利益率	8.16	7.89	8.66	9.56	9.49	8.75

(注) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク)の財務データより。
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月2日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、2018年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1、2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 5.56%

Ⅷ.利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{42.35\%}$$

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方法人特別税を x_2 とする。 ($x_2 = x_1 \times 2.600$)

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.010$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010 \quad \Rightarrow \quad x_1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y$$

$$= \underline{0.0097y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 2.600$$

$$= 0.0097y \times 2.600$$

$$= \underline{0.0252y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.232$$

$$= (y - (0.0097y + 0.0252y)) \times 0.232$$

$$= \underline{0.2239y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.010$$

$$= 0.2239y \times 0.010$$

$$= \underline{0.0022y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.060$$

$$= 0.2239y \times 0.060$$

$$= \underline{0.0134y}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.103$$

$$= 0.2239y \times 0.103$$

$$= \underline{0.0231y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.2975y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$$

税引前利益	y
利益対応税	$x = 0.2975y$
税引後利益	$z = (1-0.2975)y$

Ⅸ. 料金設定に使用したトラフィック

機能別トラフィックは、A. 2019年度下期+2020年度上期のサービス別予測トラフィックにB. 機能毎の経由回数を乗じて算定した。

機能別トラフィック

区分	通信回数 (千回)	通信時間 (千時間)
① 端末系交換機能 (GC)	18,487,732	521,127
② 端末系交換機能 (GC以下の伝送路)	-	541,307
③ 端末系交換機能 (加入者交換回線収容共用部)	-	379,794
④ 中継系交換機能 (IC)	31,429,958	983,360
⑤ 中継系交換機能 (中継交換回線収容共用部)	-	379,794
⑥ 中継伝送機能	-	379,794

区分	総信号数 (億信号)	備考
⑦ 信号伝送機能	1,369	2019年度下期+2020年度上期予測

A. 2019年度下期+2020年度上期のサービス別予測トラフィック

区分	通信回数 (千回)	通信時間 (千時間)
自ユニット内	698,599	20,180
自ビル内自ユニット外	60,345	1,724
MA内自ビル外	138,640	3,503
MA間ZA内	545,208	11,679
GC接続	4,259,115	117,704
IC接続	12,586,840	361,109
IC接続 (GCを経由しないもの)	18,431,873	612,909

B. 機能毎の経由回数

区分	① 端末系交換機能 (GC)	② 端末系交換機能 (GC以下の伝送路)	③ 端末系交換機能 (加入者交換回線収容共用部)	④ 中継系交換機能 (IC)	⑤ 中継系交換機能 (中継交換回線収容共用部)	⑥ 中継伝送機能
自ユニット内	1	2				
自ビル内自ユニット外	2	2				
MA内自ビル外	2	2	2	1	2	2
MA間ZA内	1	1	1	0.5	1	1
GC接続	1	1				
IC接続	1	1	1	1	1	1
IC接続 (GCを経由しないもの)				1		

X. 料金設定に使用した回線数

・加入者交換機回線対応部専用機能算定に使用した予測パス数

区分	1.5Mパス数(※)
加入者交換機接続1.5Mパス数	3,848

※総務省モデルより

・中継交換機回線対応部専用機能算定に使用した予測パス数

区分	1.5Mパス数(※)
中継交換機接続1.5Mパス数	42,067

※総務省モデルより

・中継交換機接続用伝送装置利用機能算定に使用した予測パス数

区分	50Mパス数(※)
中継交換機接続用伝送装置収容50Mパス数	1,366

※総務省モデルより

・中継伝送専用機能算定に使用した機能別予測回線数

機能別回線数は、2019年度末の接続形態別予測契約回線数に機能ごとの速度換算係数を乗じて算定した。

区分	回線数 (回線)	回線距離 (km)
中継伝送専用機能(MA内伝送路)	59,580	---
中継伝送専用機能(MA間伝送路)	18,816	607,333
接続装置	87,192	---
専用回線管理運営費対応回線数(契約回線数)	787	---

XI. 料金設定に使用した貸倒率

	コスト等	備考
①接続料の貸倒額	0	2018年度実績
②接続料	273,117	2018年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
③貸倒率	0.00000%	①÷②

(参考2)

設備区分別の費用明細表【東西合計】
(総務省通知モデルの出力結果をもとに作成)

(単位：百万円)

設備区分等	端末系伝送路					端末系交換設備	G C							緊急通報設備	G C以下の伝送路			端末系交換設備 中継系交換設備伝送路	中継系交換設備										信号網設備	合計	
	加入者回線	加入者回線	主配線盤	総合デジタル通信局内回線終端装置			右記以外のG C	右記以外	右記以外	が回線数の増減に応じて当該設備に係る費用	加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部					共用型		中継交換機接続伝送専用装置	専用型	M A内伝送路	M A間伝送路・回線比例	M A間伝送路・回線距離比例	接続装置	回線管理運営費	I C	中継交換回線収容専用部	中継交換回線収容共用部			
減価償却費	138,667	137,394	135,711	1,683	1,273	44,872	9,574	9,290	6,083	2,585	119	503	285	35,298	8,905	26,393	2,368	2,038	148	182	10	2	0	170	-	1,226	1,019	149	58	79	187,212
通信設備使用料	-	-	-	-	-	451	-	-	-	-	-	-	-	451	228	223	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,302	1,752
固定資産税	18,556	18,433	18,087	347	123	4,939	1,051	1,026	666	292	13	55	25	3,887	861	3,027	171	150	10	12	1	0	0	10	-	107	89	13	5	6	23,779
施設保全費	119,822	117,845	116,514	1,331	1,978	53,479	35,789	35,504	24,580	8,411	482	2,030	285	17,690	5,167	12,524	1,477	1,267	94	116	5	1	0	109	-	2,391	1,987	291	113	114	177,283
道路占用料	8,245	8,245	8,245	-	0	532	-	-	-	-	-	-	-	532	71	461	6	6	-	0	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	8,784
撤去費用	10,114	10,015	9,897	118	98	3,252	976	958	637	255	12	53	19	2,275	571	1,705	152	132	9	11	1	0	0	10	-	169	140	21	8	8	13,693
試験研究費	9,082	8,984	8,887	98	97	3,016	1,329	1,312	897	324	18	74	17	1,687	443	1,244	117	101	7	9	0	0	0	8	-	109	91	13	5	42	12,366
接続関連事務費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	4
管理共通費	13,368	13,152	13,004	148	215	5,859	3,849	3,818	2,642	906	52	218	31	2,009	582	1,428	165	142	11	13	1	0	0	12	-	259	215	32	12	16	19,667
合計	317,853	314,068	310,344	3,724	3,785	116,399	52,569	51,907	35,505	12,773	697	2,932	662	63,830	16,826	47,003	4,461	3,837	278	346	18	4	1	320	4	4,260	3,541	519	201	1,567	444,541

(参考4)

特例算定方法の適用に係る検証

平成31年改正省令附則第4条第1項各号に掲げる場合に該当しないことを以下のとおり報告します。

1. LRIC検証の結果

該当なし

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収 入に占める差分の 比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
加入電話・ISDN 通話料	170	115	55	32.4%	市内通信機能、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継区間伝送機能、NGN(IGS接続機能)

(注1)利用者料金収入は、2018年度の実績。

(注2)接続料相当は、サービスで使用する設備ごとの2018年度の実績需要に今回申請する接続料を乗じて算定。

2. 前算定期間における特例算定方法の適用

該当なし

3. 西日本電信電話株式会社における接続料の水準

該当なし

2020年度工事費算定根拠

・工事費

・加入者交換機等接続回線設置等工事費

ア 以外の場合

A. 原価の算定

区分	コスト	備考
回線工事原価(百万円)	130	総務省モデルより

B. 工事費の設定

区分	金額等	備考
a. 原価(百万円)	130	Aより
b. 工事/バス数(50M/バス)	805	2018年度実績
c. 工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	161,101	$a \div b \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載の2. XI. 料金設定に使用した貸倒率})$

イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合

A. 割増率の設定

区分	比率等	備考
a. 定期申込工事平均稼働(分)	1,537	
b. 随時申込工事平均稼働(分)	2,021	
c. 割増率	1.31	$b \div a$

B. 工事費の設定

区分	金額等	備考
a. 加入者交換機等接続回線設置等工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	161,101	AのBの $a \div \text{ア}$ のBのb
b. 割増率	1.31	Aのcより
c. 工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	211,042	$a \times b \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載の2. XI. 料金設定に使用した貸倒率})$

別添

接続約款変更認可申請書（写）

（西日本電信電話株式会社）



接続約款変更認可申請書

西設相制第 15 号

2020 年 2 月 4 日

総務大臣
高市 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやし みつ

代表取締役社長 小林 充

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、令和 2 年 4 月 1 日より実施します。
------	--------------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2 第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成31年度に適用します。

2 料金額
2-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	内容	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 1秒ごとに	0.47162円 0.035532円	—
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	16.493円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0022115円	—

2-2の2 (略)

2-3 市内伝送機能

区分	内容	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終了する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.076943円	—
		1秒ごとに	0.0072326円	

2-4 中継系交換機能

区分	内容	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.076943円	—
		1秒ごとに	0.00068868円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	1.214円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00016426円	—

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分	内容	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0031077円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区分	内容	単位	料金額	備考	
中継伝送専用機能	ア 同一通信用建物内に終了する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	9.063円	—
			24回線を超過する24回線ごとに月額	8.644円	
		(4) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	84.334円	
			672回線相当月額	83.915円	
	イ ア以外の場合であって同一単位料金区域内に終了する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	9.896円	
			24回線を超過する24回線ごとに	9.477円	

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2 第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、令和2年度に適用します。

2 料金額
2-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	内容	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 1秒ごとに	0.49208円 0.038756円	—
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	16.223円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.0023070円	—

2-2の2 (略)

2-3 市内伝送機能

区分	内容	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終了する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.077803円	—
		1秒ごとに	0.0076644円	

2-4 中継系交換機能

区分	内容	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.077803円	—
		1秒ごとに	0.00068649円	
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	1.124円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能	1秒ごとに	0.00016156円	—

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分	内容	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0033274円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区分	内容	単位	料金額	備考	
中継伝送専用機能	ア 同一通信用建物内に終了する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	8.802円	—
			24回線を超過する24回線ごとに月額	8.340円	
		(4) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	79.694円	
			672回線相当月額	79.232円	
	イ ア以外の場合であって同一単位料金区域内に終了する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	9.608円	
			24回線を超過する24回線ごとに	9.146円	

		(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	に月額			
			672回線ごとに月額	92,422円	—	
			672回線相当月額	92,002円		
			(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額		276,426円
				2,016回線相当月額		276,007円
				ウ アイ以外の場合		(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)
	24回線を超える24回線ごとに月額	9,986円				
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	97,368円			
		672回線相当月額	96,949円			
		(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	291,266円		
	2,016回線相当月額		290,846円			

		(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	に月額			
			672回線ごとに月額	87,347円	—	
			672回線相当月額	86,885円		
			(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額		261,116円
				2,016回線相当月額		260,654円
				ウ アイ以外の場合		(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)
	24回線を超える24回線ごとに月額	9,631円				
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	91,954円			
		672回線相当月額	91,492円			
		(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	274,937円		
	2,016回線相当月額		274,475円			

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超えること 24回線ごとに月額 25円	—
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超えること 672回線ごとに月額 243円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超えること 2,016回線ごとに月額 730円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額 833円	—
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額 8,088円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額 24,263円	

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超えること 24回線ごとに月額 25円	—
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超えること 672回線ごとに月額 234円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超えること 2,016回線ごとに月額 703円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(フ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額 806円	—
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額 7,652円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額 22,957円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	20,164円	—

第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なもの)に限ります。)とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	19,578円	—

第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なもの)に限ります。)とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能

2-5-3~2-6の3 (略)

2-5-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア(略) イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能	1信号ごとに 0.011250円	(略) 国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能	—	—

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア(略) イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能	1信号ごとに 0.011636円	(略) 国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能	—	—

2-7の2~2-10 (略)

2-7の2~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.59003円	中継事業者に適用

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.61319円	中継事業者に適用

			1秒ごとに	0.060886円	します。
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.71861円	中継事業者者に適用します。	
		1秒ごとに	0.066646円		
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.018767円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
(4) 音声ガイダンス送信用接続通信機能	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送信用接続通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.039579円	—	
	加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送信用接続通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.044348円	—	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) リダイレクション網使用機能	当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.047710円	携帯・自動車事業者、国際事業者、中継事業者、P、H、S事業者又は端末系事業者に適用します。	
	特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.040649円		

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	料金額	備考
(1)~(32) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に関する費用	アイ以外の場合 672回線(50Mbit/s相当)ごとに	161,948円	
		イ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	213,771円	

			1秒ごとに	0.066312円	します。
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.74826円	中継事業者者に適用します。	
		1秒ごとに	0.072422円		
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.020357円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
(4) 音声ガイダンス送信用接続通信機能	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送信用接続通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.043723円	—	
	加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送信用接続通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.048061円	—	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) リダイレクション網使用機能	当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.051753円	携帯・自動車事業者、国際事業者、中継事業者、P、H、S事業者又は端末系事業者に適用します。	
	特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	0.044337円		

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額
2-1 工事費

区分		単位	料金額	備考
(1)~(32) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に関する費用	アイ以外の場合 672回線(50Mbit/s相当)ごとに	161,101円	
		イ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	211,042円	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、令和2年4月1日から実施します。

2020年度網使用料算定根拠

目 次

1. 接続料の変更に際し用いる通信量等の予測について	1
2. 2020年度網使用料の算定について【東西合算】	4
I. 算定手順	5
II. 原価の算定及び料金の設定	6
1. 端末系交換機能	6
2. 市内伝送機能	7
3. 中継系交換機能	8
4. 中継伝送機能	9
5. 信号伝送機能	14
6. その他の機能	15
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	17
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	18
V. 資本構成比率の算定	19
VI. 他人資本利率の算定	20
VII. 自己資本利益率の算定	21
VIII. 利益対応税率の算定	22
IX. 料金設定に使用したトラヒック	23
X. 料金設定に使用した回線数	24
XI. 料金設定に使用した貸倒率	25
(参考)	
1. 指定設備管理運営費明細表	26
2. 設備区別の費用明細表	27
3. 設備区別固定資産明細表	28
4. 特例算定方法の適用に係る検証	29

1. 接続料の変更に際し用いる通信量等の予測について

接続料規則の一部を改正する省令（平成17年2月14日総務省令第十四号）附則第13項の規定に基づき、電気通信事業法第33条第5項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能に係る通信量等について、以下の予測値を用いることとします。

	項目	データ時期	構成比	備考
通信量	(ア) 単位料金区域別通信量（通信回数・通信時間）	2019下+2020上予測	2019年度上期実績	(1)を参照。
	(イ) 都道府県別通信量（通信回数・通信時間）	2019下+2020上予測	—	単位料金区域別通信量を積み上げて算定。
	(ウ) MA内呼比率、MA間Z A内呼比率、GC接続呼比率	2019下+2020上予測	—	単位料金区域別通信量を用いて算定。
	(エ) CR（アナログ、ISDN）	2019下+2020上予測	—	2018実績CRに、2017実績→2018実績トレンドを加味して算定。
	(オ) 平均保留時間（アナログ、ISDN）	2019下+2020上予測	—	2018実績平均保留時間に、(ア)で算定した予測総通信量と2018実績通信量の変動率を乗じて算定。
回線数	単位料金区域別回線数 (カ) $\left[\begin{array}{l} \text{INSネット64（事務用・住宅用）} \\ \text{INSネット1500} \\ \text{公衆電話（アナログ・デジタル）} \\ \text{一般専用（2線式・4線式）} \\ \text{高速デジタル（メタル・光）} \end{array} \right]$	2019年度末予測	2018年度末実績	(2)を参照。
	都道府県別回線数 (キ) $\left[\begin{array}{l} \text{一般専用（2線式・4線式）} \\ \text{高速デジタル（メタル・光）} \\ \text{ATM専用（1心式・2心式）} \\ \text{ATMデータ伝送} \end{array} \right]$	2019年度末予測	2018年度末実績	(2)を参照。
	収容局別回線数 (ク) $\left[\begin{array}{l} \text{加入電話（事務用・住宅用）} \\ \text{フレッツ・ADSL} \\ \text{フレッツ光}^{\ast} \\ \text{占有タイプ}^{\ast 1}、\text{ファミリータイプ}^{\ast 2}、 \\ \text{マンションタイプ}^{\ast 3} \end{array} \right]$	2019年度末予測	2018年度末実績	(2)を参照。
その他	(ケ) 中継伝送共用機能回線数	2019年度末予測	—	2020.3末の利用見込回線数。
	(コ) 中継伝送専用機能回線数	2019年度末予測	—	2020.3末の利用見込回線数。
	(サ) 総信号数	2019下+2020上予測	—	1呼あたり信号数×(2019下+2020上予測GC経由回数+IC経由回数)÷2

※：「フレッツ光」は光コラボレーションモデルにて提供される光アクセスサービスを含む（以下同）。

※1：光プレミアムエンタープライズ、ネクストビジネス及びN T T東日本のプライオ10。

※2：光プレミアムファミリー、ネクストファミリー、ライトファミリー、W i F iアクセス及びN T T東日本のニューファミリー、プライオ1、ギガファミリー・スマート、ファミリー・ギガライン。

※3：光プレミアムマンション、ネクストマンション、ライトマンション及びN T T東日本のギガマンション・スマート、マンション・ギガライン。

(1) 通信量の予測

東日本・西日本別、通信回数・通信時間別、通話形態別に、予測通信量を次のとおり算定します。

$$2019年度下期+2020年度上期予測通信量 = 2018年度下期+2019年度上期実績通信量 \times (1 + \text{対前年同期予測増減率})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①2019年10～12月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び②2020年1～9月の対前年同期予測増減率を、2018年度下期+2019年度上期の構成比を用いて加重平均して算定。

(単位：千回・千時間)

		主要な通信量による算定				総通信量による算定			
		2019.10～12月の対前年同期増減率	2020.1～9月の対前年同期予測増減率(※1)	2018年度下期+2019年度上期の構成比		対前年同期予測増減率	2018年度下期+2019年度上期実績通信量	2019年度下期+2020年度上期予測通信量	
				2018.10～12月	2019.1～9月				
		①	②	③	④	⑤=①×③+②×④	⑥	⑦=⑥×(1+⑤)	
東日本	通信回数	MA内	▲14.8%	▲14.6%	27.3%	72.7%	▲14.7%	559,956	477,700
		MA間Z A内	▲15.8%	▲15.8%	27.3%	72.7%	▲15.8%	297,729	250,619
		G C接続	▲13.6%	▲21.4%	27.7%	72.3%	▲19.3%	2,651,081	2,140,344
		I C接続	▲9.8%	▲6.0%	26.8%	73.2%	▲7.0%	6,688,379	6,219,021
		I C接続 (G Cを繰り下さないもの)	▲3.7%	▲2.4%	26.3%	73.7%	▲2.7%	9,937,320	9,665,784
	通信時間	MA内	▲15.3%	▲16.3%	27.2%	72.8%	▲16.0%	16,494	13,852
		MA間Z A内	▲16.3%	▲17.1%	27.3%	72.7%	▲16.9%	7,007	5,825
		G C接続	▲14.7%	▲23.0%	27.9%	72.1%	▲20.6%	76,179	60,449
		I C接続	▲9.7%	▲6.9%	26.8%	73.2%	▲7.7%	204,337	188,692
		I C接続 (G Cを繰り下さないもの)	2.7%	1.6%	25.6%	74.4%	1.9%	358,509	365,349
西日本	通信回数	MA内	▲17.0%	▲16.4%	27.3%	72.7%	▲16.6%	503,304	419,884
		MA間Z A内	▲14.3%	▲14.2%	27.0%	73.0%	▲14.2%	343,356	294,588
		G C接続	▲13.4%	▲18.4%	27.5%	72.5%	▲17.0%	2,552,740	2,118,771
		I C接続	▲11.5%	▲8.8%	26.8%	73.2%	▲9.5%	7,035,494	6,367,820
		I C接続 (G Cを繰り下さないもの)	▲4.6%	▲4.1%	26.2%	73.8%	▲4.3%	9,156,448	8,766,089
	通信時間	MA内	▲19.7%	▲19.9%	27.5%	72.5%	▲19.8%	14,414	11,555
		MA間Z A内	▲19.3%	▲19.7%	27.7%	72.3%	▲19.6%	7,280	5,855
		G C接続	▲14.5%	▲18.8%	27.5%	72.5%	▲17.6%	69,508	57,255
		I C接続	▲13.0%	▲11.5%	26.9%	73.1%	▲11.9%	195,768	172,416
		I C接続 (G Cを繰り下さないもの)	▲4.0%	▲3.9%	26.1%	73.9%	▲3.9%	257,727	247,560

※1：2019.4～12月の対前年同期増減率。

(2) 回線数の予測

2019年度末の予測回線数を次の通り算定します。

2019年度末予測回線数 = 2018年度末実績回線数 + 2019年度予測純増数

※ 2019年度予測純増数は、2019年4～12月までの実績純増数に、2020年1～3月の予測純増数を加えて算定。

※※ 2020年1～3月の予測純増数は、①2019年1～3月の実績純増数に、②2019年4～12月の純増数の対前年同期増減数の単月平均の3ヶ月分を加えて算定。

(単位：千回線)

		純増数の算定						回線数の算定			
		2018.4～12月 実績	2019.1～3月 実績	2019.4～12月 実績	2019.4～12月 の対前年同期増減 数の単月平均	2020.1～3月の 対前年同期増減数 の単月平均	2020.1～3月 予測純増数	2019年度 予測純増数	2018年度末 実績回線数	2019年度末 予測回線数	
		①	②	③	④ = (③-①) /9	⑤ = ④	⑥ = ② + ⑤ × 3	⑦ = ③ + ⑥	⑧	⑨ = ⑧ + ⑦	
東日本	加入電話	事務用	▲92	▲27	▲91	0	0	▲27	▲118	1,758	1,640
		住宅用	▲354	▲114	▲352	0	0	▲113	▲465	6,322	5,857
	INSネット64	事務用	▲60	▲19	▲63	▲0	▲0	▲21	▲84	887	804
		住宅用	▲9	▲2	▲7	0	0	▲2	▲9	81	72
	INSネット1500		▲1	▲0	▲1	0	0	▲0	▲1	12	11
	公衆電話	アナログ	3	1	4	0	0	2	6	88	94
		デジタル	▲2	▲1	▲4	▲0	▲0	▲1	▲5	30	25
	一般専用	2線式	▲2	▲1	▲2	0	0	▲1	▲3	74	72
		4線式	▲2	▲1	▲2	0	0	▲0	▲2	126	123
	高速デジタル	メタル	▲8	▲5	▲16	▲1	▲1	▲7	▲24	42	18
		光	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	2	1
	ATM専用		▲0	▲0	▲0	0	0	0	0	0	0
	ATMデータ伝送		▲1	▲0	-	0	0	0	0	-	-
	フレッツ・ADSL		▲66	▲18	▲44	2	2	▲11	▲56	258	203
	フレッツ光	占有タイプ※1	▲4	▲2	▲6	▲0	▲0	▲2	▲8	31	22
		ファミリータイプ※3	254	76	222	▲4	▲4	65	287	7,680	7,968
		マンションタイプ※5	69	▲3	88	2	2	4	92	4,150	4,242
	西日本	加入電話	事務用	▲83	▲21	▲99	▲2	▲2	▲27	▲126	1,826
住宅用			▲367	▲116	▲371	▲0	▲0	▲118	▲489	6,418	5,928
INSネット64		事務用	▲57	▲18	▲58	▲0	▲0	▲18	▲77	909	833
		住宅用	▲7	▲2	▲6	0	0	▲2	▲8	77	69
INSネット1500			▲0	▲0	▲0	0	0	▲0	▲0	7	6
公衆電話		アナログ	3	1	1	▲0	▲0	0	1	86	87
		デジタル	▲2	▲0	▲1	0	0	▲0	▲1	30	28
一般専用		2線式	▲3	▲1	▲2	0	0	▲1	▲3	79	76
		4線式	▲2	▲1	▲2	0	0	▲1	▲3	134	131
高速デジタル		メタル	▲11	▲3	▲14	▲0	▲0	▲5	▲19	36	17
		光	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	1	1
ATM専用			▲0	▲0	-	0	0	▲0	▲0	-	-
ATMデータ伝送			▲1	▲0	-	0	0	0	0	-	-
フレッツ・ADSL			▲73	▲20	▲47	3	3	▲11	▲58	344	286
フレッツ光		占有タイプ※2	0	▲0	0	0	0	▲0	0	4	4
		ファミリータイプ※4	94	22	120	3	3	31	151	6,461	6,611
		マンションタイプ※6	51	▲11	61	1	1	▲8	53	2,733	2,786

※1：ビジネス、ベーシック、ネクストビジネス及びブライオ10。

※2：光プレミアムエンタープライズ及びネクストビジネス。

※3：ニューファミリー、ネクストファミリー、ライトファミリー、WiFiアクセス、ブライオ1、ギガファミリー・スマート及びファミリー・ギガライン。

※4：光プレミアムファミリー、ネクストファミリー、ライトファミリー及びWiFiアクセス。

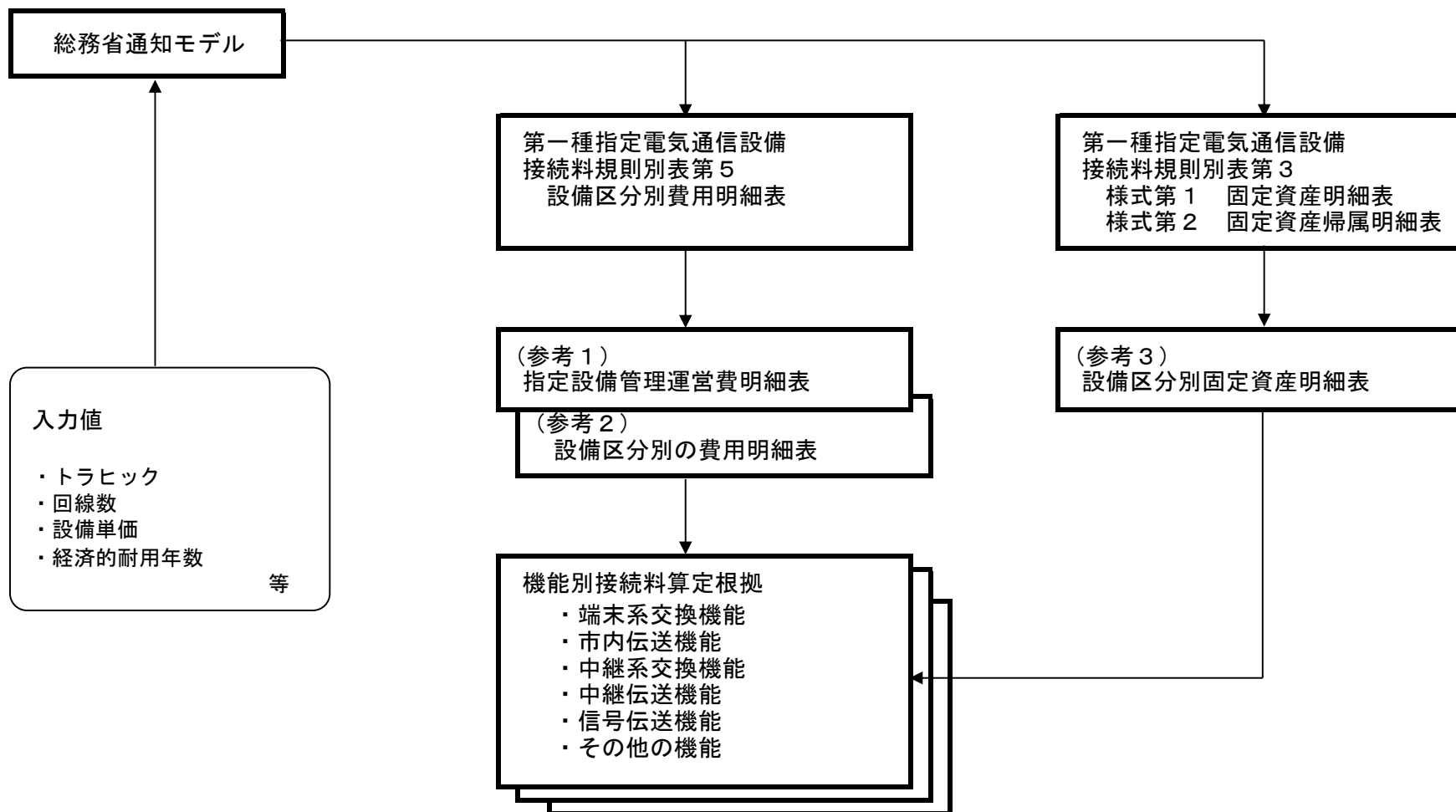
※5：ネクストマンション、ライトマンション、ギガマンション・スマート及びマンション・ギガライン。

※6：光プレミアムマンション、ネクストマンション及びライトマンション。

2. 2020年度網使用料の算定について

(東西合算した原価及び通信量等に基づく接続料)

I. 算定手順



Ⅱ. 原価の算定及び料金の設定

1. 増設系交換機

(1)原価の算定

Table showing original cost calculation with columns for GC, GC以下, and 緊急通報. Rows include ①指定設備維持運営費, ②他人費本費用, ③自己資本費用, etc.

(2)料金の設定

A. 信号網コストの算定

ア. 信号網単位コスト

Table for signal network unit cost with columns: 区分, コスト, 備考.

イ. 1呼あたり信号数

Table for 1 call per signal number with columns: 区分, 信号数, 備考.

ウ. 通信回数

Table for communication count with columns: 区分, 通信回数(千回), 備考.

エ. 機能毎の信号網コスト

Table for cost per function with columns: 区分, コスト, 備考.

B. 右記以外のGCコストの算定

Table for GC cost calculation with columns: 区分, 右記以外のGC, 備考.

C. 回数比例コスト・時間比例コストの算定

Table for ratio cost calculation with columns: 区分, GC, GC以下, 緊急通報, 信号網, 合計, 備考.

Table for ratio cost calculation with columns: 区分, 右記以外のGC, 緊急通報, GC以下の伝送路, 信号網.

D. 料金の設定

・加入者交換機

Table for subscriber exchange cost with columns: 区分, 料金等, 備考.

・回数比例

Table for ratio-based pricing with columns: 区分, GC, GC以下, 緊急通報, 信号網, 合計, 備考.

・加入者交換機回線対称専用機能

Table for symmetric dedicated line cost with columns: 区分, 料金等, 備考.

・加入者交換機回線対称共用機能

Table for shared symmetric line cost with columns: 区分, 料金等, 備考.

2.市内伝送機能

A. 中継伝送コスト

	料金	備考
a. 時間比例料金 (円/秒)	0.0033274	4の中継伝送共用機能の(2)のdより

B. 中継交換コスト

	料金	備考
a. 回数比例料金 (円/回)	0.077803	3の(2)のBの中継交換機能の回数比例分のdより
b. 時間比例料金 (円/秒)	0.00068649	3の(2)のBの中継交換機能の時間比例分のdより

C. 中継交換機回線対応部共用機能コスト

	料金	備考
a. 時間比例料金 (円/秒)	0.00016156	3の(2)のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより

D. 料金の設定

・回数比例分

	料金	備考
料金 (円/回)	0.077803	Bのa

・時間比例分

	料金	備考
料金 (円/秒)	0.0076644	Aのa×2+Bのb+Cのa×2

3. 中継系交換機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

	中継系交換設備			備考
	IC	中継交換回線 收容専用部	中継交換回線 收容共用部	
①指定設備管理運営費	4,260	3,541	519	201 (参考2)より
②他人資本費用	11	10	1	1 ⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	273	226	33	13 ⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	116	96	14	6 (③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	4,661	3,873	567	221 ①+②+③+④
⑥正味固定資産価額	6,824	5,663	829	332 (参考3)より
⑦投資等	9	7	1	0 ⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	45	37	5	2 ⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	366	304	45	17 (①設備管理運営費-(⑫減価償却費+⑬通信設備使用料+⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	7,244	6,012	880	352 ⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	976	810	119	47 ⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	1,226	1,019	149	58
⑬通信設備使用料	0	0	0	0 (参考2)より
⑭固定資産税	107	89	13	5

(2)料金の設定

A. 回数比例コスト・時間比例コストの算定

(単位:百万円)

	中継系交換設備			信号網	合計	備考
	IC	中継交換回線 收容専用部	中継交換回線 收容共用部			
a. 回数比例コスト	1,443	1,443	0	0	1,003	2,445 c×別表の(a)
b. 時間比例コスト	3,218	2,430	567	221	0	3,218 c×別表の(b)
c. 合計	4,661	3,873	567	221	1,003	(1)の⑤、及び1の(2)のAのEのbより

別表

区分	回数比例コスト・時間比例コストの比率			信号網
	中継系交換設備		IC	
	中継交換回線 收容専用部	中継交換回線 收容共用部		
(a)	0.3095	0.0000	0.0000	1.0000
(b)	0.6905	1.0000	1.0000	0.0000
(c)	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

B. 料金の設定

・中継交換機能

・回数比例分

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	2,445	Aのaの合計より
b. 通信回数(千回)	31,429,958	IX.料金設定に使用したトラヒックより
c. 1回あたりコスト(円/回)	0.077803	a÷b
d. 料金(円/回)	0.077803	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

・時間比例分

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	2,430	AのbのICより
b. 通信時間(千時間)	983,360	IX.料金設定に使用したトラヒックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.00068649	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.00068649	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換回線対応部専用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	567	Aのcの中継交換回線收容専用部より
b. 1.5M/バス数	42,067	X.料金設定に使用した回線数より
c. 1.5M/バスあたりコスト(円/1.5M/バス(24回線)ごと・月)	1,124	a÷b÷12ヶ月
d. 料金(円/1.5M/バス(24回線)ごと・月)	1,124	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換回線対応部共用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	221	Aのcの中継交換回線收容共用部より
b. 通信時間(千時間)	379,794	IX.料金設定に使用したトラヒックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.00016156	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.00016156	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

4. 中継伝送機能

・中継伝送共用機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

	端末系交換設備～ 中継系交換設備伝送路 (共用型)	備考
①指定設備管理運営費	3,837	(参考2)より
②他人資本費用	19	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	447	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	191	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	4,493	①+②+③+④

⑥正味固定資産価額	11,586	(参考3)より
⑦投資等	15	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	76	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	206	(①設備管理運営費-(⑫減価償却費+⑬通信設備使用料+⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	11,883	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,601	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	2,038	
⑬通信設備使用料	0	(参考2)より
⑭固定資産税	150	

(2)料金の設定

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	4,549	ア+イ
ア. コスト	4,493	(1)の⑤より
イ. 回線工事費補正額	56	総務省モデルによる算定値
b. 通信時間(千時間)	379,794	Ⅸ.料金設定に使用したトラヒックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.0033274	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.0033274	c×(1+Ⅹ.料金設定に使用した貸倒率)

・中継伝送専用機能

(1) 原価の算定

(単位:百万円)

	端末系交換設備～ 中継系交換設備伝 送路(専用型)	専用回線 管理運営費	MA内伝送路	MA間伝送路		接続装置	備考
				回線比例	回線距離比例		
①指定設備管理運営費	346	4	18	4	1	320	(参考2)より
②他人資本費用	1	0	0	0	0	1	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	35	0	4	1	0	30	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	15	0	2	0	0	13	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	397	4	24	4	1	364	①+②+③+④
⑥正味固定資産価額	890	0	100	16	4	770	(参考3)より
⑦投資等	1	0	0	0	0	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6	0	1	0	0	5	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	19	1	1	0	0	17	(①設備管理運営費-(⑫減価償却費+⑬通信設備使用料+⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	917	1	102	16	4	794	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	123	0	14	2	1	107	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	182	0	10	2	0	170	
⑬通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	(参考2)より
⑭固定資産税	12	0	1	0	0	10	

(2) 料金の設定

・専用回線管理運営費

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	4	(1)の専用回線管理運営費の⑤より
b. 回線数(契約)	787	X. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線・月)	462	a÷b÷12ヶ月

・MA内伝送路

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	24	(1)のMA内伝送路の⑤より
b. 回線数(回線)	59,580	X. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線(64kb/s)・月)	34	a÷b÷12ヶ月

・MA間伝送路

(ア)回線比例分

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	4	(1)のMA間伝送路・回線比例の⑤より
b. 回線数(回線)	18,816	X. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線(64kb/s)・月)	20	a÷b÷12ヶ月

(イ)回線距離比例分

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	1	(1)のMA間伝送路・回線距離比例の⑤より
b. 回線距離(km)	607,333	X. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/km(64kb/s)・月)	0	a÷b÷12ヶ月

・接続装置

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	364	(1)の接続装置の⑤より
b. 回線数(回線)	87,192	X. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線(64kb/s)・月)	348	a÷b÷12ヶ月

(3) 契約回線区分別の単位当たり料金

区分	①中継伝送専用機能 (MA内伝送路)	備考
a. 24回線単位のもの(円/月)	806	(2)のMA内伝送路のc×24
b. 672回線単位のもの(円/月)	7,652	(2)のMA内伝送路のc×228
c. 2,016回線単位のもの(円/月)	22,957	(2)のMA内伝送路のc×684

区分	中継伝送専用機能(MA間伝送路)		備考
	②回線比例	③回線距離比例	
a. 24回線単位のもの(円/月)	473	2	(2)のMA間伝送路のc×24
b. 672回線単位のもの(円/月)	4,490	23	(2)のMA間伝送路のc×228
c. 2,016回線単位のもの(円/月)	13,470	70	(2)のMA間伝送路のc×684

区分	④接続装置	備考
a. 24回線単位のもの(円/月)	8,340	(2)の接続装置のc×24
b. 672回線単位のもの(円/月)	79,232	(2)の接続装置のc×228
c. 2,016回線単位のもの(円/月)	237,696	(2)の接続装置のc×684

(4)料金の設定

・24回線単位のもの

①基本料

(7) 同一通信建物内に終始する場合

a. 24回線まで

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	8,802	(3)のaの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	8,802	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超過する24回線ごと

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	8,340	(3)のaの④
料金(円/月)	8,340	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) (7)以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合

a. 24回線まで

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	9,608	(3)のaの①+(3)のaの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	9,608	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超過する24回線ごと

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	9,146	(3)のaの①+(3)のaの④
料金(円/月)	9,146	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(ウ) (7)(イ)以外の場合

a. 24回線まで(10kmまで)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	10,093	(3)のaの①+(3)のaの②+(3)のaの③×5km+(3)のaの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	10,093	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超過する24回線ごと(10kmまで)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	9,631	(3)のaの①+(3)のaの②+(3)のaの③×5km+(3)のaの④
料金(円/月)	9,631	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

②加算料

(7) ①の(ウ)において、10kmを超過する場合(10kmを超過ごと24回線ごと)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	25	(3)のaの③×10km
料金(円/月)	25	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 当社が別に定める通信建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等(24回線ごと)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	806	(3)のaの①
料金(円/月)	806	24回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

・672回線単位のもの

①基本料

(7) 同一通信建物内に終始する場合

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	79,694	(3)のbの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	79,694	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	79,232	(3)のbの④
料金(円/月)	79,232	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) (7)以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	87,347	(3)のbの①+(3)のbの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	87,347	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	86,885	(3)のbの①+(3)のbの④
料金(円/月)	86,885	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(ウ) (7)(イ)以外の場合

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	91,954	(3)のbの①+(3)のbの②+(3)のbの③×5km+(3)のbの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	91,954	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	91,492	(3)のbの①+(3)のbの②+(3)のbの③×5km+(3)のbの④
料金(円/月)	91,492	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

②加算料

(7) ①の(ウ)において、10kmを超過する場合(10kmを超過ごと672回線ごと)

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	234	(3)のbの③×10km
料金(円/月)	234	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 当社が別に定める通信建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等(672回線ごと)

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	7,652	(3)のbの①
料金(円/月)	7,652	672回線あたりコスト×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

・2.016回線単位のもの

①基本料

(ア) 同一通信用建物内に終始する場合

a. 2.016回線ごと

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	238,159	(3)のcの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	238,159	2.016回線あたりコスト×(1+ⅩI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 2.016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	237,696	(3)のcの④
料金(円/月)	237,696	2.016回線あたりコスト×(1+ⅩI.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) (ア)以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合

a. 2.016回線ごと

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	261,116	(3)のcの①+(3)のcの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	261,116	2.016回線あたりコスト×(1+ⅩI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 2.016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	260,654	(3)のcの①+(3)のcの④
料金(円/月)	260,654	2.016回線あたりコスト×(1+ⅩI.料金設定に使用した貸倒率)

(ウ) (イ)以外の場合

a. 2.016回線ごと

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	274,937	(3)のcの①+(3)のcの②+(3)のcの③×5km+(3)のcの④+(2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	274,937	2.016回線あたりコスト×(1+ⅩI.料金設定に使用した貸倒率)

b. 2.016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	274,475	(3)のcの①+(3)のcの②+(3)のcの③×5km+(3)のcの④
料金(円/月)	274,475	2.016回線あたりコスト×(1+ⅩI.料金設定に使用した貸倒率)

②加算料

(ア) ①の(ウ)において、10kmを超える場合(10kmを超えるごと2.016回線ごと)

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	703	(3)のcの③×10km
料金(円/月)	703	2.016回線あたりコスト×(1+ⅩI.料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等(2.016回線ごと)

区分	料金等	備考
2.016回線あたりコスト(円/月)	22,957	(3)のcの①
料金(円/月)	22,957	2.016回線あたりコスト×(1+ⅩI.料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換機接続用伝送装置利用機能

(1) 原価の算定

(単位:百万円)

	端末系交換設備～ 中継系交換設備伝送路 (中継交換機接続 伝送専用装置)	備考
①指定設備管理運営費	278	(参考2)より
②他人資本費用	1	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	29	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	12	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	321	①+②+③+④

⑥正味固定資産価額	753	(参考3)より
⑦投資等	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	15	(①設備管理運営費-(⑫減価償却費+⑬通信設備使用料+⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	774	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	104	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	148	
⑬通信設備使用料	0	(参考2)より
⑭固定資産税	10	

(2) 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	321	(1)の⑤より
b. 50Mバス数	1,366	X. 料金設定に使用した回線数より
c. 50Mバスあたりコスト(円/50Mバス(672回線)ごと・月)	19,578	a÷b÷12ヶ月
d. 料金(円/50Mバス(672回線)ごと・月)	19,578	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

5.信号伝送機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

	信号網設備	備考
①指定設備管理運営費	1,567	(参考2)より
②他人資本費用	1	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	17	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	7	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	1,593	①+②+③+④

⑥正味固定資産価額	436	(参考3)より
⑦投資等	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	3	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	23	(①設備管理運営費-(⑫減価償却費+⑬通信設備使用料+⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	462	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	62	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	79	
⑬通信設備使用料	1,302	(参考2)より
⑭固定資産税	6	

(2)料金の設定

・共通線信号網利用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	1,593	(1)の⑤より
b. 総信号数(億信号/年)	1,369	IX.料金設定に使用したトラフィックより
c. 1信号あたりコスト(円/信号)	0.011636	a÷b
d. 料金(円/信号)	0.011636	c×(1+XI.料金設定に使用した貸倒率)

6.その他の機能

(1)市内通信機能

A.自ユニット内コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	0.49208	1の②のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
a. 回数比例料金(円/回)	0.49208	
b. 時間比例料金(円/秒)	0.061280	1の②のDの加入者交換機能の時間比例分のGCのd+GC以下の伝送路のd×2より

B.自ビル内自ユニット外コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	0.49208	1の②のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
a. 回数比例料金(円/回)	0.49208	
b. 時間比例料金(円/秒)	0.038756	1の②のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
自ビル内	0.98416	a×2
c. 回数比例料金(円/回)	0.98416	
自ユニット外コスト	0.077512	b×2
d. 時間比例料金(円/秒)	0.077512	

C.自ビル外コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	0.49208	1の②のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
a. 回数比例料金(円/回)	0.49208	
b. 時間比例料金(円/秒)	0.038756	1の②のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
加入者交換機回線対応部共用機能コスト	0.0023070	1の②のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
c. 時間比例料金(円/秒)	0.0023070	
市内伝送コスト	0.077803	2のDの回数比例分より
d. 回数比例料金(円/回)	0.077803	
e. 時間比例料金(円/秒)	0.0076644	2のDの時間比例分より
自ビル外コスト	1.06196	a×2+d
f. 回数比例料金(円/回)	1.06196	
g. 時間比例料金(円/秒)	0.0897904	b×2+c×2+e
h. 時間比例料金(円/秒)	0.0897904	

D.自ビル内外比率

区分	通信回数(千回)	比率	備考
a. 自ユニット内	698.599	0.77831	既.料金設定に使用したfに付より
b. 自ビル内自ユニット外	60.345	0.067230	
c. 自ビル外	138.640	0.15446	
d. 計	897.584	1.00000	a+b+c

イ.通信時間

区分	通信時間(千時間)	比率	備考
a. 自ユニット内	20.180	0.79426	既.料金設定に使用したfに付より
b. 自ビル内自ユニット外	1.724	0.067859	
c. 自ビル外	3.503	0.13788	
d. 計	25.407	1.00000	a+b+c

E.料金の設定

区分	料金	備考
・回数比例分	0.61319	Aのa×DのAのaの比率+Bのc×DのAのbの比率+Cのf×DのAのcの比率
料金(円/回)	0.61319	
・時間比例分	0.066312	Aのb×DのAのaの比率+Bのd×DのAのbの比率+Cのg×DのAのcの比率
料金(円/秒)	0.066312	

(2)ルーティング通信機能

A.市内通信コスト

区分	料金	備考
市内通信コスト	0.61319	(1)のEの回数比例分より
a. 回数比例料金(円/回)	0.61319	
b. 時間比例料金(円/秒)	0.066312	(1)のEの時間比例分より
c. 時間比例料金(円/秒)	0.066312	

B.ZA内市外通信コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	0.49208	1の②のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
a. 回数比例料金(円/回)	0.49208	
b. 時間比例料金(円/秒)	0.038756	1の②のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
加入者交換機回線対応部共用機能コスト	0.0023070	1の②のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
c. 時間比例料金(円/秒)	0.0023070	
中継交換コスト	0.0006649	3の②のBの中継交換機能の回数比例分のdより
d. 回数比例料金(円/回)	0.0006649	
e. 時間比例料金(円/秒)	0.00016156	3の②のBの中継交換機能の時間比例分のdより
中継交換機回線対応部共用機能コスト	0.0003274	4の中継伝送共用機能の(2)のdより
f. 時間比例料金(円/秒)	0.0003274	
中継伝送コスト	0.00016156	3の②のBの中継交換機能の時間比例分のdより
g. 時間比例料金(円/秒)	0.00016156	
ZA内市外コスト	1.06196	a×2+d
h. 回数比例料金(円/回)	1.06196	
i. 時間比例料金(円/秒)	0.0897904	b×2+c×2+e+f×2+g×2
j. 時間比例料金(円/秒)	0.0897904	

C.市内・ZA内市外比率

区分	通信回数(千回)	比率	備考
a. 市内	29.006	0.69903	2018年度実績
b. ZA内市外	12.489	0.30097	
c. 計	41.495	1.00000	a+b

イ.通信時間

区分	通信時間(千時間)	比率	備考
a. 市内	895	0.73977	2018年度実績
b. ZA内市外	311	0.26023	
c. 計	1,196	1.00000	a+b

D.料金の設定

区分	料金	備考
・回数比例分	0.74826	Aのa×CのAのaの比率+Bのh×CのAのbの比率
料金(円/回)	0.74826	
・時間比例分	0.072422	Aのb×CのAのaの比率+Bのi×CのAのbの比率
料金(円/秒)	0.072422	

(3)ルーティング指示に係る網保留機能

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.038756	1の②のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0023070	1の②のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0003274	4の中継伝送共用機能の(2)のdより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0006649	3の②のBの中継交換機能の時間比例分のdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00016156	3の②のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより
f. 合計	0.04523845	a+b+c+d+e

B.料金の設定

区分	料金等	備考
a. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.04523845	Aのfより
b. 1呼あたりの網保留時間(秒/呼)	0.45	-
c. 料金(円/呼)	0.020357	a×b

(4)音声ガイダンス送受信接続通信機能

加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送受信に係る通信の交換及び伝送を行う機能

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.038756	(3)のAのaより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0023070	(3)のAのbより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0003274	(3)のAのcより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0006649	(3)のAのdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00016156	(3)のAのeより
f. 合計	0.04523845	a+b+c+d+e

B.単金

区分	単金	備考
a. GC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.038756	Aのaより
b. IC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.04523845	Aのfより

C.料金の設定

区分	料金等	備考
a. GC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.090961	BのaにGC接続率を加味
b. IC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.034882	BのbにIC接続率を加味
c. 合計(円/秒)	0.043723	a+b

イ加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.038756	(3)のAのaより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0023070	(3)のAのbより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.003274	(3)のAのcより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0006849	(3)のAのdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00016156	(3)のAのeより
f. 合計	0.04523845	a+b+c+d+e

B. 単金

区分	単金	備考
a. ZA内設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.04523845	Aのfより
b. 他ZA設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.054930	Aのa、b、c、d、eにGC通信比率等を加味

C. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. ZA内設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.032064	BのaにZA内接続率を加味
b. 他ZA設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.015997	Bのbに他ZA接続率を加味
c. 合計(円/秒)	0.048061	a+b

(5)リダイレクション網使用機能

ア. 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能

A.1秒あたりコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.038756	(3)のAのaより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0023070	(3)のAのbより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.003274	(3)のAのcより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0006849	(3)のAのdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00016156	(3)のAのeより
f. 合計	0.04523845	a+b+c+d+e

B. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.04523845	Aのfより
b. 1呼あたりの網保留時間(秒/回)	1.144	接続処理時間
c. 料金(円/回)	0.051753	a×b

イ. 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能

A. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.038756	AのAのaより
b. 1呼あたりの網保留時間(秒/回)	1.144	接続処理時間
c. 料金(円/回)	0.044337	a×b

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	2018年度首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	4,213,962 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	5,313 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0013 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

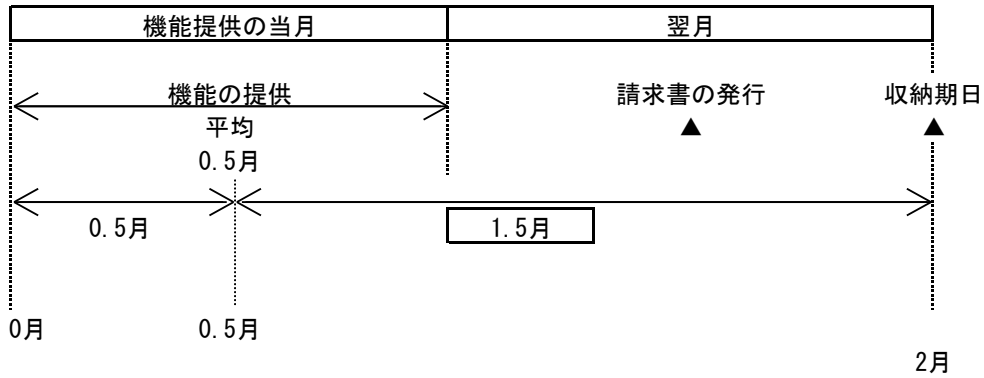
区分	2018年度首末平均残高
電気通信事業固定資産	4,999,355 (A)
貯蔵品 (※)	32,915 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0066 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ カ月}}{12 \text{ カ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (2018) 稼働ベース		レートベース	(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 4,999,355	有利子負債 984,225 (0.153) その他の負債 975,281 (0.152) 退職給付引当金 607,072 (0.095)	2018稼働 電気通信事業固定資産 4,999,355	有利子負債 984,225 (0.188) その他の負債 96,527 (0.018) 退職給付引当金 607,072 (0.116)	負債 〓 資本
流動資産等 (繰延税金資産除く) 1,108,489 繰延税金資産 306,395	自己資本 3,847,660 (0.600)	貯蔵品(月平均) 32,915 投資等 6,299 運転資本 190,520	自己資本 3,541,265 (0.677)	
計	6,414,239	計	5,229,090	計
		④圧縮後の資本構成比 ②流動資産の圧縮 ▲878,753 ①流動資産の理論値と実績の差 229,735-1,108,489=▲878,753 ③自己資本の圧縮 ▲306,395		

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(984,225 + 703,599)}{\text{負債}} \div \frac{5,229,090}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.323}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{984,225}{\text{有利子負債}} \div \frac{(984,225 + 703,599)}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.583}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - 0.583 = \boxed{0.417}$$

有利子負債が負債の合計に占める比率

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - 0.323 = \boxed{0.677}$$

他人資本比率

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の2018年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{0.70\%}$$

(単位：%)

年度	2018
区分	
他人資本利率	0.70

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{0.19\%}$$

(単位：%)

年度	2014	2015	2016	2017	2018	平均
区分						
他人資本利率	0.49	0.32	0.00	0.06	0.06	0.19

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 0.7\% \times 0.583 + 0.19\% \times 0.417 = \boxed{0.49\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)
	2016	2017	2018	3年平均
①主要企業の自己資本利益率(注1)	8.66	9.56	9.49	—
β値の適用	○	○	○	—
②リスクフリーレート(注2)	0.00	0.06	0.06	—
①-②	8.66	9.50	9.43	—
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)			5.56

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク)の財務データより。
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月2日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、2018年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。なお、2016年度については、年間の平均値がマイナスの値となるため、「0.00%」として見込んだ。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	2014	2015	2016	2017	2018	
主要企業の自己資本利益率	8.16	7.89	8.66	9.56	9.49	8.75

(注) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク)の財務データより。
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月2日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、2018年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1、2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 5.56%

Ⅷ.利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{42.35\%}$$

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方法人特別税を x_2 とする。 ($x_2 = x_1 \times 2.600$)

$$\begin{aligned} x_1 &= (y - (x_1 + x_2)) \times 0.010 \\ &= (y - (x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010 \quad \Rightarrow \quad x_1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y \\ &= \underline{0.0097y} \end{aligned}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= x_1 \times 2.600 \\ &= 0.0097y \times 2.600 \\ &= \underline{0.0252y} \end{aligned}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.232 \\ &= (y - (0.0097y + 0.0252y)) \times 0.232 \\ &= \underline{0.2239y} \end{aligned}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.010 \\ &= 0.2239y \times 0.010 \\ &= \underline{0.0022y} \end{aligned}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$\begin{aligned} x_5 &= \text{法人税額} \times 0.060 \\ &= 0.2239y \times 0.060 \\ &= \underline{0.0134y} \end{aligned}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を x_6 とする。

$$\begin{aligned} x_6 &= \text{法人税額} \times 0.103 \\ &= 0.2239y \times 0.103 \\ &= \underline{0.0231y} \end{aligned}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6 \\ &= \underline{0.2975y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$$

税引前利益	y
利益対応税	$x = 0.2975y$
税引後利益	$z = (1-0.2975)y$

Ⅸ. 料金設定に使用したトラフィック

機能別トラフィックは、A. 2019年度下期+2020年度上期のサービス別予測トラフィックにB. 機能毎の経由回数を乗じて算定した。

機能別トラフィック

区分	通信回数 (千回)	通信時間 (千時間)
① 端末系交換機能 (GC)	18,487,732	521,127
② 端末系交換機能 (GC以下の伝送路)	-	541,307
③ 端末系交換機能 (加入者交換回線収容共用部)	-	379,794
④ 中継系交換機能 (IC)	31,429,958	983,360
⑤ 中継系交換機能 (中継交換回線収容共用部)	-	379,794
⑥ 中継伝送機能	-	379,794

区分	総信号数 (億信号)	備考
⑦ 信号伝送機能	1,369	2019年度下期+2020年度上期予測

A. 2019年度下期+2020年度上期のサービス別予測トラフィック

区分	通信回数 (千回)	通信時間 (千時間)
自ユニット内	698,599	20,180
自ビル内自ユニット外	60,345	1,724
MA内自ビル外	138,640	3,503
MA間ZA内	545,208	11,679
GC接続	4,259,115	117,704
IC接続	12,586,840	361,109
IC接続 (GCを経由しないもの)	18,431,873	612,909

B. 機能毎の経由回数

区分	① 端末系交換機能 (GC)	② 端末系交換機能 (GC以下の伝送路)	③ 端末系交換機能 (加入者交換回線収容共用部)	④ 中継系交換機能 (IC)	⑤ 中継系交換機能 (中継交換回線収容共用部)	⑥ 中継伝送機能
自ユニット内	1	2				
自ビル内自ユニット外	2	2				
MA内自ビル外	2	2	2	1	2	2
MA間ZA内	1	1	1	0.5	1	1
GC接続	1	1				
IC接続	1	1	1	1	1	1
IC接続 (GCを経由しないもの)				1		

X. 料金設定に使用した回線数

・加入者交換機回線対応部専用機能算定に使用した予測パス数

区分	1.5Mパス数(※)
加入者交換機接続1.5Mパス数	3,848

※総務省モデルより

・中継交換機回線対応部専用機能算定に使用した予測パス数

区分	1.5Mパス数(※)
中継交換機接続1.5Mパス数	42,067

※総務省モデルより

・中継交換機接続用伝送装置利用機能算定に使用した予測パス数

区分	50Mパス数(※)
中継交換機接続用伝送装置収容50Mパス数	1,366

※総務省モデルより

・中継伝送専用機能算定に使用した機能別予測回線数

機能別回線数は、2019年度末の接続形態別予測契約回線数に機能ごとの速度換算係数を乗じて算定した。

区分	回線数 (回線)	回線距離 (km)
中継伝送専用機能(MA内伝送路)	59,580	---
中継伝送専用機能(MA間伝送路)	18,816	607,333
接続装置	87,192	---
専用回線管理運営費対応回線数(契約回線数)	787	---

XI. 料金設定に使用した貸倒率

	コスト等	備考
①接続料の貸倒額	0	2018年度実績
②接続料	273,117	2018年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
③貸倒率	0.00000%	①÷②

(参考2)

設備区分別の費用明細表【東西合計】
(総務省通知モデルの出力結果をもとに作成)

(単位：百万円)

設備区分等	端末系伝送路					端末系交換設備	G C							緊急通報設備	G C以下の伝送路			端末系交換設備 中継系交換設備伝送路	中継系交換設備										信号網設備	合計						
	加入者回線	加入者回線	主配線盤	総合デジタル通信局内回線終端装置			右記以外のG C	右記以外	右記以外	が回線数の増減に応じて当該設備に係る費用	加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部					共用型		中継交換機接続伝送専用装置	専用型	M A内伝送路	M A間伝送路・回線比例	M A間伝送路・回線距離比例	接続装置	回線管理運営費	I C	中継交換回線収容専用部	中継交換回線収容共用部								
費用の項目																																				
減価償却費	138,667	137,394	135,711	1,683	1,273	44,872	9,574	9,290	6,083	2,585	119	503	285	35,298	8,905	26,393	2,368	2,038	148	182	10	2	0	170	-	1,226	1,019	149	58	79	187,212					
通信設備使用料	-	-	-	-	-	451	-	-	-	-	-	-	-	451	228	223	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,302	1,752	
固定資産税	18,556	18,433	18,087	347	123	4,939	1,051	1,026	666	292	13	55	25	3,887	861	3,027	171	150	10	12	1	0	0	10	-	107	89	13	5	6	23,779					
施設保全費	119,822	117,845	116,514	1,331	1,978	53,479	35,789	35,504	24,580	8,411	482	2,030	285	17,690	5,167	12,524	1,477	1,267	94	116	5	1	0	109	-	2,391	1,987	291	113	114	177,283					
道路占用料	8,245	8,245	8,245	-	0	532	-	-	-	-	-	-	-	532	71	461	6	6	-	0	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,784	
撤去費用	10,114	10,015	9,897	118	98	3,252	976	958	637	255	12	53	19	2,275	571	1,705	152	132	9	11	1	0	0	10	-	169	140	21	8	8	13,693					
試験研究費	9,082	8,984	8,887	98	97	3,016	1,329	1,312	897	324	18	74	17	1,687	443	1,244	117	101	7	9	0	0	0	8	-	109	91	13	5	42	12,366					
接続関連事務費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
管理共通費	13,368	13,152	13,004	148	215	5,859	3,849	3,818	2,642	906	52	218	31	2,009	582	1,428	165	142	11	13	1	0	0	12	-	259	215	32	12	16	19,667					
合計	317,853	314,068	310,344	3,724	3,785	116,399	52,569	51,907	35,505	12,773	697	2,932	662	63,830	16,826	47,003	4,461	3,837	278	346	18	4	1	320	4	4,260	3,541	519	201	1,567	444,541					

(参考4)

特例算定方法の適用に係る検証

平成31年改正省令附則第4条第1項各号に掲げる場合に該当しないことを以下のとおり報告します。

1. LRIC検証の結果

該当なし

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収 入に占める差分の 比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
加入電話・ISDN 通話料	159	104	55	34.6%	市内通信機能、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継区間伝送機能、NGN(IGS接続機能)

(注1)利用者料金収入は、2018年度の実績。

(注2)接続料相当は、サービスで使用する設備ごとの2018年度の実績需要に今回申請する接続料を乗じて算定。

2. 前算定期間における特例算定方法の適用

該当なし

3. 東日本電信電話株式会社における接続料の水準

該当なし

2020年度工事費算定根拠

・工事費

・加入者交換機等接続回線設置等工事費

ア イ以外の場合

A. 原価の算定

区分	コスト	備考
回線工事原価(百万円)	130	総務省モデルより

B. 工事費の設定

区分	金額等	備考
a. 原価(百万円)	130	Aより
b. 工事/バス数(50M/バス)	805	2018年度実績
c. 工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	161,101	$a \div b \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載の2. XI. 料金設定に使用した貸倒率})$

イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合

A. 割増率の設定

区分	比率等	備考
a. 定期申込工事平均稼働(分)	1,537	
b. 随時申込工事平均稼働(分)	2,021	
c. 割増率	1.31	$b \div a$

B. 工事費の設定

区分	金額等	備考
a. 加入者交換機等接続回線設置等工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	161,101	AのBの $a \div \text{ア}$ のBのb
b. 割増率	1.31	Aのcより
c. 工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	211,042	$a \times b \times (1 + \text{「網使用料算定根拠」記載の2. XI. 料金設定に使用した貸倒率})$